

第 5 回

熊本県議会

# 決算特別委員会会議記録

平成27年10月19日

(平成26年度決算)

(企画振興部・土木部)

閉 会 中

場 所 全 員 協 議 会 室

第 5 回 熊本県議会 決算特別委員会会議記録

平成27年10月19日（月曜日）

午前 9 時 59 分開議  
 午前 10 時 58 分休憩  
 午後 0 時 59 分開議  
 午後 2 時 6 分休憩  
 午後 2 時 9 分開議  
 午後 2 時 53 分閉会

本日の会議に付した事件

- 議案第30号 平成26年度熊本県一般会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第35号 平成26年度熊本県港湾整備事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第36号 平成26年度熊本県臨海工業用地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第41号 平成26年度熊本県流域下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

出席委員(10人)

- 委員長 吉 永 和 世
- 副委員長 瀧 上 陽 一
- 委員 山 本 秀 久
- 委員 荒 木 章 博
- 委員 坂 田 孝 志
- 委員 高 木 健 次
- 委員 緒 方 勇 二
- 委員 前 田 憲 秀
- 委員 濱 田 大 造
- 委員 山 本 伸 裕

欠席委員(2人)

- 委員 藤 川 隆 夫
- 委員 浦 田 祐 三子

委員外議員(なし)

説明のため出席した者

企画振興部

- 企画振興部長 島 崎 征 夫
- 政策審議監 坂 本 浩
- 地域・文化振興局長 山 本 國 雄
- 交通政策・情報局長 福 島 誠 治
- 首席審議員兼企画課長 吉 田 誠
- 地域振興課長兼  
県央広域本部振興部長 横 井 淳 一
- 文化企画・  
世界遺産推進課長 本 田 圭
- 川辺川ダム総合対策課長 水 谷 孝 司
- 交通政策課長 藤 井 一 恵
- 政策監 小 金 丸 健
- 情報企画課長 松 永 正 伸
- 統計調査課長 上 田 英 典

土木部

- 部 長 猿 渡 慶 一
- 総括審議員兼
- 河川港湾局長 渡 邊 茂
- 政策審議監 原 悟
- 道路都市局長 手 島 健 司
- 建築住宅局長 田 邊 肇
- 監理課長 成 富 守
- 用地対策課長 久 保 隆 生
- 土木技術管理課長 緒 方 進 一
- 道路整備課長 宮 部 静 夫
- 道路保全課長 高 永 文 法
- 首席審議員兼
- 都市計画課長 松 永 信 弘
- 下水環境課長 宮 本 秀 一
- 河川課長 村 上 義 幸
- 港湾課長 平 山 高 志
- 砂防課長 原 田 高 臣
- 建築課長 清 水 照 親
- 営繕課長 深 水 俊 博
- 住宅課長 上 妻 清 人

出納局職員出席者

会計管理者兼出納局長 山 本 理  
首席審議員兼会計課長 瀬 戸 浩 一

監査委員事務局職員出席者

局長 牧 野 俊 彦  
監査監 千 羽 一 樹

事務局職員出席者

議事課課長補佐 小 夏 香  
議事課主幹 左 座 守  
議事課主幹 東 昭 宏

午前9時59分開議

○吉永和世委員長 それでは、ただいまから第5回決算特別委員会を開会いたします。

本日は、午前に企画振興部の審査を行い、午後から土木部の審査を行うこととしております。

それでは、これより企画振興部の審査を行います。

まず、執行部の説明を求めた後に、一括して質疑を受けたいと思います。なお、執行部からの説明は、効率よく進めるために着座のまま簡潔にお願いします。

それでは、企画振興部長から決算概要の説明を行い、続いて担当課長から順次資料の説明をお願いします。

初めに、島崎企画振興部長、よろしく申し上げます。

○島崎企画振興部長 着座で失礼いたします。

平成26年度決算の御説明に先立ちまして、昨年度の決算特別委員会において御指摘のありました施策推進上改善または検討を要する事項等のうち、企画振興部関係につきまして、その後の措置状況を御報告いたします。

御指摘の内容は「地域づくりチャレンジ推進事業については、できるだけ不用額が生じないよう、事業対象の拡充を含めた、より地

域の活力につながるための総合的な検討を行うこと。」でございます。

市町村や地域づくり団体等の主体的な取り組みを支援する地域づくりチャレンジ推進事業について、市町村等との意見交換を踏まえ、地域団体等の要望にスピーディーに対応できるようにするなど、より利用しやすい制度とするため、制度改正を行いました。

改正内容といたしましては、複数年にわたる継続支援を可能とした点、また、市町村を経由する間接補助を廃止し、県からの直接補助とした点でございます。

この制度改正の結果、前年度の69件の採択数を大きく上回る、114件の採択につながりました。

続きまして、企画振興部の平成26年度決算の概要について御説明申し上げます。

お手元の決算特別委員会説明資料1ページの平成26年度歳入歳出決算総括表により御説明いたします。

歳入につきましては、予算額47億3,000万円余に対しまして、収入済み額は20億6,000万円余で、不納欠損及び収入未済はございません。

また、予算現額と収入済み額との比較マイナス26億7,000万円余は、主に国の経済対策に係る事業費で、県への交付決定が平成27年3月に行われたため、翌年度に繰り越しをしているものでございます。

また、歳出につきましては、予算額109億7,000万円余に対しまして、支出済み額は80億4,000万円余となっております。

翌年度への繰越額は24億4,000万円余で、歳入と同様に、主に国の経済対策に係る事業費でございます。

また、不用額は4億8,000万円余で、主な内容は、補助事業の所要見込み額の減に伴う執行残及び入札に伴う執行残でございます。

詳細につきましては各課長が御説明いたしますので、よろしく御審議いただきますよう

お願い申し上げます。

○吉永和世委員長 引き続き、各課長から説明をお願いいたします。

○吉田企画課長 企画課の吉田でございます。

まず、定期監査の結果につきましては、公表事項はございません。

続きまして、企画課の決算状況につきまして、お手元の決算特別委員会説明資料に基づきまして御説明をさせていただきます。

資料の2ページをお願いいたします。

まず、歳入について御説明いたします。

歳入については、不納欠損額、収入未済額ともございません。

主な収入について御説明します。

まず、使用料及び手数料でございますが、銀座熊本館内に入居する一般社団法人熊本県物産振興協会等からの使用料収入でございます。

次に、国庫補助金でございますが、地方創生関連の交付金の交付決定が年度末に行われたため、翌年度に繰り越したものでございます。

次に、財産収入の家屋貸付料でございますが、東京事務所職員の借り上げ宿舎に係る職員負担分でございます。

資料の3ページをお願いいたします。

寄附金につきましては、世界チャレンジ支援寄附金として、個人や民間企業等から寄附をいただいているものでございます。

次に、繰入金でございますが、世界チャレンジ支援基金を活用する事業の財源に充てるため、世界チャレンジ支援基金から一般会計へ繰り入れたものでございます。

なお、予算現額と収入済み額との比較220万円余は、基金活用事業の所要見込み額等の減に伴うものでございます。

次に、歳出について御説明いたします。

資料の4ページをお願いいたします。

予算現額28億円余に対し、支出済み額7億1,000万円余というふうになっております。

なお、翌年度繰越額は、先ほど御説明した国庫補助金で2億円余、不用額は3,000万円余となっております。

一般管理費につきましては、時間外勤務手当の特別配当分でございます。不用額はございません。

次に、諸費につきましては、東京事務所職員給与及び管理運営費でございます。

なお、不用額1,700万円余は、人件費の執行残及び東京事務所管理運営費の経費削減に伴う執行残でございます。

次に、企画総務費につきましては、企画課職員給与費でございます。なお、不用額は執行残でございます。

5ページをお願いいたします。

計画調査費でございますが、これは、備考欄にあります、政策推進事業、広域開発行政促進事業、地域プロジェクトアドバイザー委託事業等に係る経費でございます。

不用額の1,343万円余は、県勢発展に向けた調査研究を実施するための経費を計上している政策推進事業において、必要な事業が見込みよりも少なかったものが944万円余で、その他は経費節減に伴う執行残でございます。

企画課は以上でございます。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○横井地域振興課長 地域振興課でございます。

まず、定期監査の結果については、公表事項はございません。

続きまして、決算状況について御説明いたします。

説明資料の6ページをお願いいたします。

まず、歳入でございますが、不納欠損額、収入未済額はございません。

主な収入について御説明いたします。

まず、手数料でございますが、不動産の鑑定評価に関する法律に基づく不動産鑑定業者登録手数料でございます。

次に、国庫支出金のうち、国庫補助金でございます。

地域住民生活等緊急支援のための交付金につきましては、備考欄にありますとおり、地方創生チャレンジ推進事業及び水俣・芦北地域水産物販路拡大等推進事業に係る交付金でございます。ともに国からの交付決定が平成27年3月末に行われたため、全額繰り越しとなっております。

次に、特定地域振興対策事業費補助につきましては、環境省の水俣病総合対策費補助金等でございます。

予算現額と収入済み額との比較、マイナス1億3,300万円余は、「環境首都」水俣・芦北地域創造事業において、水俣市のバイオマス発電事業が未実施となったことに伴う不用額8,000万円、及び水俣市と芦北町の2事業について、平成27年度に事業を繰り越したことに伴う国費の繰り越し分等でございます。繰り越した事業の内容等は、後ほど御説明いたします。

次に、財産収入でございますが、県が保有するフィッシャリーナ天草株式会社の株式を熊本ヤマハ株式会社へ売却した収入でございます。

7ページをお願いいたします。

繰越金でございますが、平成25年度に「環境首都」水俣・芦北地域創造事業において、水俣市の湯の鶴温泉保健センター及び津奈木町のつなぎ温泉四季彩前の歩道橋の整備について、平成26年度に繰り越した一般財源分でございます。

次に、諸収入でございますが、貸付金元利収入5億1,300万円余は、平成11年度から24年度に貸し付けた地域総合整備資金貸付金、いわゆるふるさと融資の回収金でござい

す。

次に、歳出について御説明いたします。

資料の8ページをお願いいたします。

企画総務費でございますが、地域振興課職員20人の職員給与費で、不用額は執行残でございます。

次に、計画調査費でございますが、不用額が1億6,900万円余となっております。内訳は備考欄をごらんください。

まず、地域づくりチャレンジ推進事業補助金等につきましては、市町村や地域住民等の自主的な地域づくりを支援するものですが、随時の事業申請に対応できるよう、待ち受ける的に確保していた予算の執行残4,400万円余でございます。

次に、「環境首都」水俣・芦北地域創造事業補助金等につきましては、水俣市で取り組んでおりますバイオマス発電施設整備事業の未実施等による執行残1億100万円余でございます。

次に、水俣・芦北地域産業振興と雇用創出事業補助金等につきましては、業務拡大補助金の所要見込み額の減等に伴う執行残1,000万円余でございます。

次に、阿蘇草原再生事業につきましては、野焼き再開事業の野焼き箇所変更等に伴う執行残350万円余でございます。

次に、繰り越しの3億1,400万円余につきましては、別冊の附属資料で御説明させていただきます。

恐れ入りますが、附属資料の2ページをお開きください。

「環境首都」水俣・芦北創造事業について、2本の事業を繰り越しております。

一番上の段、約2,200万円余につきましては、水俣市が設置を予定している水俣環境アカデミアの改修設計費で、設置場所の選定に係る地方関係機関との協議に不測の日数を要し、繰り越しをしたものでございます。

2段目の2,800万円余の繰り越しにつつま

しては、芦北町の計石地区近海への人工藻漁礁の設置工事において、設置場所を選定するための調査に不測の日数を要し、繰り越したものでございます。

3段目、4段目の水俣・芦北地域水産物販路拡大等推進事業費及び地方創生チャレンジ推進事業費につきましては、国の経済対策に係る事業費でございまして、県への交付決定が平成27年3月末に行われたため、全額繰り越したものでございます。

地域振興課は以上でございまして、御審議のほどよろしくお願いたします。

○本田文化企画・世界遺産推進課長 文化企画・世界遺産推進課本田でございまして。

決算状況の御説明に先立ちまして、本年度の定期監査の指摘事項について御説明いたします。

文化企画・世界遺産推進課では、「通勤中に、司法処分がなされた交通法規違反の事案が1件発生している。職員の交通安全意識の高揚を図るとともに、効果的な交通法規違反防止対策を講じること。」との指摘をいただいております。

措置状況といたしましては、これまでも全職員に対し、さまざまな機会を通じて交通事故防止、交通法規の遵守について注意喚起を行ってきたところですが、事例の発生を受け、県警本部交通企画課の協力を得て、交通事故防止や事故発生後の対応について研修を実施しました。

今年度も、職員に文書で指導を行うとともに、会議や育成面接時において確認を行うなど、折に触れて注意喚起を行っているところでございます。

今後も引き続き、交通事故防止や交通法規の遵守について、職員に注意喚起を行い、交通安全の確保に取り組んでまいります。

次に、歳入でございまして。

説明資料の9ページをお願いいたします。

歳入については、不納欠損額、収入未済額ともございません。

主な収入について御説明します。

まず、1段目、分担金及び負担金でございまして、これは、阿蘇の世界文化遺産登録推進のための学術調査や啓発事業について、市町村と折半で事業を実施しているものでございます。

2段目の使用料及び手数料でございまして、熊本県立劇場の施設設備使用料、駐車場使用料などでございます。

県立劇場の予算現額と収入済み額との差額が1,580万円余となっておりますが、これは、昨年度実施しましたトイレ改修等の大規模改修工事に伴い、約3カ月の貸し出し停止期間が生じたことによるものでございます。

国庫支出金につきましては、国の経済対策に係る事業費、地域住民生活等緊急支援のための交付金でございまして、これにつきましては、県への交付決定が昨年度3月末に行われたため、全額を繰り越しております。

財産収入については、県立劇場のレストランの貸付料でございまして。

繰越金につきましては、ことし10月にオープンしました博物館ネットワークセンター多目的広場の整備に係る経費及び県立劇場のエレベーター更新に係る経費について、それぞれ工事に不測の日数を要したため、平成25年度からの繰り越しを行ったものでございます。

次に、歳出でございまして。

資料の10ページをお願いいたします。

企画総務費は、職員21人の職員給与費で、不用額は執行残でございまして。

次の計画調査費は、備考欄、事業の概要に記載のとおり、博物学関係資料活用・学習支援事業、熊本県立劇場の施設整備費、管理運営事業、熊本タイプ博物館整備事業などの執行経費でございまして。

不用額の3,550万円余は、備考欄、不用額

を生じた理由に記載のとおり、主に県立劇場の改修工事の入札残や加藤・細川ヘリテージプロジェクト事業及び世界文化遺産登録推進事業に係る補助申請が、見込みよりも少なかったことなどによる執行残でございます。

なお、翌年度繰越額の1,000万円につきましては、別冊の附属資料で説明させていただきます。

恐れ入りますが、附属資料の3ページをお願いいたします。

熊本の文化魅力発信事業費についてですが、これは国の経済対策に係る事業費で、県への交付決定が平成27年3月末に行われたため、翌年度に繰り越したものでございます。

現在の進捗率は、右端欄でございますが、25%となっておりますが、発注手続はほぼ終わっており、今後、順次事業を実施してまいります。

以上、御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○水谷川辺川ダム総合対策課長 川辺川ダム総合対策課でございます。

決算の状況を説明させていただきます。

資料の11ページをお願いいたします。

歳入でございますが、財産収入、繰入金及び諸収入のいずれも、不納欠損額、収入未済額はありません。

主な収入は、繰入金1億235万円余でございます。これは、五木村振興に係る事業の財源に充てるために、五木村振興基金から一般会計に繰り入れたものでございます。

なお、繰入金における予算現額と収入済み額の差2,479万円余については、五木村振興交付金交付事業の計画変更等に伴い、繰り入れ金額が減少したものでございます。

次に、歳出でございますが、12ページをお願いいたします。

企画総務費は、本課10人の職員給与で、不用額約12万円余は執行残でございます。

次に、計画調査費でございますが、主な事業は備考欄の事業概要をお願いいたします。

川辺川ダム問題に係る総合調整や五木村振興に係る事務費に充てる川辺川ダム総合対策事業、ふるさと五木村づくり計画に基づく村のソフト事業や、国、県、村の3者合意に基づき、平成24年度から県の財政支援を受けて始まった村の基盤整備事業の経費に充てるための五木村振興交付金交付事業でございます。

また、ダムによらない治水を検討する場の共通認識を踏まえ、今年度から開始した球磨川水系防災減災ソフト対策等補助金の財源となる球磨川水系防災減災基金の積み立てを行っております。

不用額の3,221万円余は、主に五木村振興交付金交付事業の対象である村のソフト事業において、村に対する民間事業者等からの助成金申請額が想定よりも少なかったことなどによる執行残でございます。

以上、御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○藤井交通政策課長 交通政策課でございます。

説明資料の13ページをお願いいたします。

歳入でございますが、不納欠損額及び収入未済額はございません。

内容について説明いたします。

まず、使用料は、阿蘇くまもと空港内格納庫の使用料でございます。

次に、国庫支出金でございます。

地域住民生活等緊急支援のための交付金につきましては、肥薩おれんじ鉄道の車両にWi-Fiを整備する地域鉄道公衆無線LAN整備事業費と、空港活性化に向けたパイロットのふるさとづくりなどの大空港構想推進事業費でございます。

これは国の経済対策の事業で、県への交付決定が本年3月末に行われたため、次年度に

繰り越しを行っております。

次の特定地域振興対策事業費補助につきましては、環境省の水俣病総合対策費補助金でございます。前年度からの繰越事業でありまして、駅整備等推進事業として、老朽化した肥薩おれんじ鉄道水俣駅舎の改修を行っております。

なお、予算現額と収入済み額に1,400万円余の差が生じておりますのは、先ほど申し上げたとおり、国の経済対策事業の交付決定が3月末に行われ、支払いが翌4月となったためでございます。平成27年度に収入調定を行ったものでございます。

次に、財産収入でございます。

これは阿蘇くまもと空港周辺県有地の貸付料及び熊本空港ビルディング株式会社などからの配当金収入でございます。

資料14ページをお願いいたします。

繰越金でございます。

これは、防災エプロン建設に当たり、県の環境配慮システムに基づき環境調査が必要となりましたが、当該調査が繰り越したため、大空港構想推進事業と阿蘇くまもと空港広域防災拠点等整備事業に係る平成25年度からの繰越事業でございます。

次に、諸収入でございます。

これは有明海自動車航送船組合新船建造費貸付回収金と阿蘇くまもと空港地域活性化事業の助成金でございます。

15ページをお願いいたします。

歳出について御説明いたします。

予算現額21億400万円余に対し、支出済み額が20億3,400万円余、翌年度繰越額が5,700万円余となっております。不用額は1,100万円余でございます。

企画総務費につきましては、当課23人の職員給与費で、不用残は執行残でございます。

次に、計画調査費ですが、肥薩おれんじ鉄道の運行支援などを行います並行在来線対策事業や総合交通体系整備推進事業、路線バス

等の支援を行います地方公共交通対策事業などに係る執行経費でございます。

不用額1,000万円余につきましては、地方公共交通対策事業関係補助金、交通系ICカード利用環境整備事業関係負担金の所要見込み額の減及び大空港構想推進事業費関係委託料、阿蘇くまもと空港広域防災拠点等整備事業関係工事請負費の入札に伴う執行残でございます。

なお、翌年度繰越額5,700万円余につきましては、別冊の附属資料で説明させていただきます。

附属資料の4ページをお願いいたします。

地域鉄道公衆無線LAN整備事業費、鉄道軌道輸送対策事業費、大空港構想推進事業費につきましては、先ほども申し上げましたが、国の経済対策に係る事業費で、県への交付決定が平成27年3月末に行われたため、3事業に係る事業費を翌年度に繰り越したものでございます。

以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○松永情報企画課長 情報企画課の松永でございます。

まず、定期監査の結果については、公表事項はございません。

歳入について御説明いたします。

資料の16ページをお願いいたします。

歳入については、不納欠損額、収入未済額ともございません。

まず、国庫支出金のうち社会保障・税番号制度システム整備費補助でございますが、番号制度導入に伴うシステム整備及び負担金に係る国庫補助金でございます。

次に、地域住民生活等緊急支援のための交付金でございますが、国の経済対策に係る交付金でございます。

次に、電気通信格差是正事業費補助でございますが、携帯電話等エリア整備事業に係る



事業費補助金でございます。

諸収入のうち、共済組合収入でございますが、これは共済組合及び互助会から委託されております電算処理業務に係る経費の負担金でございます。

次に、共同システム運営受託収入でございますが、県と市町村が共同で運用しております電子申請システム等に係る経費の市町村負担金でございます。

17ページをお願いいたします。

雑入でございますが、これは企業局並びに病院局の庁内情報システム利用に係る負担金等でございます。

続きまして、歳出について御説明いたします。

18ページをごらんください。

まず、人事管理費でございますが、電子計算管理運営事業等に係る経費でございます。不用額の2,200万円余は、各システムの管理、運営等における入札執行残及び経費節減によるものでございます。

次に、企画総務費は、職員22人分の給与費で、不用額は執行残でございます。

19ページをお願いいたします。

計画調査費でございますが、熊本県総合行政ネットワーク管理運営事業等に係る経費でございます。不用額1億5,500万円余は、情報通信格差是正事業費補助における入札残が9割を占めており、他は各事業の入札執行残及び経費節減によるものでございます。

なお、翌年度繰越額の459万円余につきましては、別冊の附属資料で説明させていただきます。

附属資料の5ページをお願いいたします。

県有施設無料公衆無線LAN整備推進事業費でございますが、これは国の経済対策に係る事業費でございますが、交付決定が平成27年3月末に行われましたため、全額を翌年度に繰り越したものでございます。

現在4カ所が整備済みでございますが、残

りの予定箇所についても、今年度末までに整備を行う予定でございます。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○上田統計調査課長 統計調査課でございます。

まず、歳入でございますが、資料の20ページをお願いいたします。

国庫支出金は、統計調査に係る国の委託金でございますが、不納欠損額及び収入未済額はございません。

次に、歳出でございますが、資料の24ページをお願いいたします。

統計調査総務費は、職員32人の給与費等で、不用額は、人件費の執行残と経費節減に伴う執行残でございます。

次の委託統計費は、国からの委託統計調査の執行経費でございますが、単県統計費は、県民所得推計調査等の県単独の調査及び統計年鑑等の刊行物の作成に要した経費でございます。

なお、不用額は、いずれも経費節減に伴う執行残でございます。

統計調査課は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○吉永和世委員長 以上で企画振興部の説明が終わりました。

それでは、質疑を受けたいと思います。

質疑はありませんか。

○前田憲秀委員 まず、情報企画課さんの、資料で言うと19ページ、スマートひかりタウン熊本、それも含めてなんですけれども、主要な施策の成果の中にもいろいろと御説明をいただいているんですが、ビッグデータの活用についても、しっかりと取り組む、実施していく、例えばGISというんですか、地理情報システム、ああいったのを積極的に活

用した、いわゆる見える化を推進とあるんですけども、その成果みたいなのは何かありますか。

○松永情報企画課長 ビッグデータの活用につきましては、26年度事業として、美里町さんと共同いたしまして、住民の方が移動された場合に、その方がどこに移動されたのかというのを、ビッグデータとして一応活用いたしまして調べた報告がございます。そこで、その方がどういうところに行くのかというのを、GIS上で、地図上で見せる形で見える化というものを実施したところでございます。

○前田憲秀委員 それは、今後、県下としても、非常に有効的に使えるような、まあ検証はこれからになるんですかね。どうでしょうか。

○松永情報企画課長 ビッグデータにつきましては、特に今回は住民の方のデータを使いましたので、個人情報保護の観点がございました。

個人情報保護も、今度改正されまして、ビッグデータ等にも活用しやすいようにという方向が出ておりますので、そうしたところの観点が解決できれば、ビッグデータとして住民データを活用するという方向性が出てくるのかなというふうに思っております。

○吉永和世委員長 ほかにありませんか。

○緒方勇二委員 情報企画課にお尋ねいたします。16ページですけども、この電気通信の格差是正事業費補助、これは不感地域はいまだどれぐらいあるものなのか、それから、この活用について、やはり市町村の負担が主になっているものなのか、どういう市町村からの現場の声が出ているものなのか、わかる

範囲で教えていただければ。

○松永情報企画課長 情報企画課でございますが、不感地域は、移動携帯電話等の一応施行範囲は今99.6%ぐらいを占めておりまして、あと0.4%が不感地域になっているかと思えます。

もう少しの部分なんですけど、そこは山間部等がございまして、人の住んでいない地域等で行っていく場合が——なかなか市町村もお金を出す理由がないような状況がございまして、厳しい状況にあるかと思えます。事業者からしても、なかなか収支がとれないところでそういった事業をやっていくというのが、非常に消極的な状況がございまして、今の不感地域を解消するのは、非常に困難な状況があるのかなというふうに思っております。

○緒方勇二委員 行方不明者とか、それから林業の観点からすれば、どうしてもつながってほしいというような声も聞きますし、事業者からすれば、なかなか収支の見込みが合わない等々あるんですが、高齢化の進展に伴って、そういう行方不明者の、それから認知症の方も、本当にどこでどういうふうになられているのかわからない状況の中で、やはり林業の振興の観点からすれば、先ほどGISの話も出ましたけれども、農業にもGIS随分活用してきています。林業にも大いに活用できるんだろうと思えますけれども、それにしても管理が、やっぱり不感地域が解消されないことにはなかなか、目に見えないところなんですけれども、そういうのが改善されれば随分と違うのかなと思えますので、そういうこともぜひとも国にも訴えていただいて、不感地域の解消により一層努めていただきたいというふうに思います。これは要望です。

○吉永和世委員長 よろしく申し上げます。  
ほかに。

○濱田大造委員 6ページです、地域振興課さんにお尋ねします。

上天草にあるフィッシャリーナ天草に関してなんですけれども、これは売却した理由と損金というか、まあ損をしてないのかとか、そういう状況を教えてください。

○横井地域振興課長 フィッシャリーナ天草につきましては、この売却以前に県が49.数%の株を保有しております、社長は上天草市なんですけれども、基本的には、県の関与をできる限り減らして行って民営化というのが基本的な路線と、これまでも考えておりました。

昨年度、上天草市が、前島という地区に総合開発をするという事業が決まりました、そこにアリーナを熊本ヤマハ株式会社が持っていたんですけれども、それがどうしても移転せざるを得なくなりましたので、フィッシャリーナ天草としては、その船を移管してもらおうと保管料が入るので、積極的にそれは受け入れるということでそれを進めまして、実際問題、かなりの数が移ってきたんですけれども、それに伴いまして、熊本ヤマハ株式会社が、やはり経営参画をしたいという意向がございましたので、それに伴いまして県の株を670株売却したということでございます。

売却額につきましては、1株が9,384円で、もともとの金額は5万円でございますので、約4万円以上の損——実際の額面からすると損を出したことになりますけれども、累積赤字がたまっている中で、公認会計士にはじめてもらった金額がこの値段で、それが正当な額だろうということで、額は相当下回りましたけれども、売却させていただいたというのが現状でございます。

○濱田大造委員 了解しました。

○吉永和世委員長 ほかに。

○松永情報企画課長 情報企画課ですが、ちょっと数値の修正をさせていただいてもよろしいでしょうか。

○吉永和世委員長 どうぞ。

○松永情報企画課長 先ほどの超高速ブロードバンドの携帯の移動系の整備率でございますが、最新の数字がございましたので、ちょっとそちらのほうに差しかえさせていただきます。

平成27年3月末時点で、移動系の整備率が99.87%でございます。0.1%が今のところまだ通じていないような状況でございます。訂正させていただきます。

○吉永和世委員長 ほかに。

○濱田大造委員 15ページになるんですけれども、交通政策課さんにお尋ねなんですけれども、並行在来線対策事業というのがありまして、これは肥薩おれんじ鉄道の予算なんです、附属資料の主要な施策の成果の11ページによると、年々使用する乗客数がかかり落ち込んできているなどというので、この対策費、不用額に今回入っているんですけれども、今後のちょっと見通しも含めて教えてください。

○藤井交通政策課長 交通政策課でございます。

委員御指摘のとおり、直近の平成26年度決算におきましても、大変厳しい数字が出ております。

赤字の要因といたしましては、やはり沿線住民の人口減を初めとする利用者の減ということも大きな要因でありますし、定期的に安全運行のために施設整備、また検査等もござ

いますので、そうした費用がかさんでいるという状況がございます。

そうした中で、私ども、鹿児島県と一緒に なりまして、そういった設備投資あたりの助成金等、沿線市町村と一緒に なってやっております。また、あわせて9月補正でもさせていただきますけれども、海外からの誘客をふやすとか利用者をふやすような努力もしておりますが、なかなか厳しい状況が続きます。

26年度は、こうした状況でかなり厳しい状況になりまして、27年度以降、収支は若干改善する見込みではございますが、当面は、新聞にも出ておりましたように、債務超過にならないような回避策として、沿線での地元と一緒に なって利用促進策とともに、運賃、これは開業以来やっておりますけれども、そうした運賃の値上げについても、鹿児島県と一緒に なって検討していくという状況で、何とか頑張っていきたいということでございます。

あわせて、国に対して、私ども、こういった並行在来線の事業をやっているところは、各県とも苦しい状況がございます。そうしたものを受けまして、国に対して、例えば生活路線としての支援がもっと拡充できないかといったものにつきましても、国に対して制度要請をしているところでございます。

以上でございます。

○濱田大造委員 ちょっとこの資料だったらいまいわからないんですけども、県の負担金というのはどのくらいになるというふうに考えたらいいんでしょう。今後の見通しも、あわせて教えてください。

○藤井交通政策課長 負担金といたしまして、運行支援対策事業として、決算額で26年度は約1億260万余支援しております。これは、鹿児島県と本県、同じような金額を出し

合いまして助成しているところでございます。

○吉永和世委員長 今後の推移というか…。

○藤井交通政策課長 済みません、この運行支援対策事業といいますのは、毎年度、決算額に基づきまして対象経費が決まっております。ですから、来年度は、今年度そういった設備、検査費等がふえておりますので、その分増額となる見込みでございます。あわせて、毎年度、その決算に合わせて翌年度に助成するというところでやっておりますのでございます。

○濱田大造委員 了解です。

○藤井交通政策課長 よろしく申し上げます。

○吉永和世委員長 ほかにありませんか。

○山本伸裕委員 12ページの川辺川ダム総合対策課の計画調査費に関してお尋ねをしたいんですが、資料の主要な施策の成果の17ページによると、ダムによらない治水を検討する場が終了して、その検討する場の成果として4項目ほどまとめられておりますが、その中身については、私は、非常に残念といえますか、不満を感じております。

それで、特に②の対策実施後の治水安全度が現状より向上するものの、全国の直轄河川に比べ低い水準にとどまったため、中期的に達成すべき治水安全度の目標を、戦後最大の洪水被害をもたらした昭和40年7月洪水と同規模の洪水とし、新たに設置する球磨川治水対策協議会において検討を行っていくこととしたと。

これは、6年という長い年月と時間と労

力、お金をかけて、こういう結論にしかならないということ自体が非常に残念ですけれども、私自身は、この結論に対して、この内容に対してちょっと異議があるんですが、そもそもなぜこの治水を検討する場に住民参加がなかったのか、そうすればこういった結論にならなかったんじゃないかというふうに思っているんです。

そもそも、球磨川流域住民の8割がダムによらない治水というものを希望して、そして、蒲島知事も、ダムなし治水を究極まで追求しようということ、球磨川流域住民と球磨川との共存を図ろうということ、ということは、やっぱり流域住民がダムなし治水どこまで許容できるのかというところが非常に重要な鍵を握っているわけで、これだけの治水対策を施して、それでもあふれる洪水に対してはどの程度まで受け入れられるのかと。住民の参加と、むしろ住民の意思で決定していく河川整備といいますか、治水対策といいますか、そういったやり方を進めていくことが大事ではなかったのかなというふうに思うんですが、この点についてはいかがでしょうか。

○水谷川辺川ダム総合対策課長 ダムによらない治水を検討する場の進め方の御質問ですが、ダムによらない治水を検討する場は、ことしの2月に、12回の会議を続けておりまして、一応の結論を得たということで終わりました。

その間、管内の市町村長さん、また、国、県知事が参加しての議論をしていたわけなんですけれども、終了する前の年の夏に、住民の御意見をしっかり聞くべきだという御意見もありましたので、流域の議会及び住民の方への説明会をやらせていただきました。それをもって、一応の結論ということにさせていただきました。

その中で、確かにいろいろな御意見はあり

ましたけれども、ハード対策も当然大事だったんですけれども、ソフト対策といいますか、防災、減災の取り組みも必要という御意見もありましたので、ハード対策はハード対策で進めていく一方、防災、減災の取り組みも県のほうで、昨年度、先ほども説明しましたけれども、基金を設置させていただいて、避難とか、そういった対策も進めていくということになっております。

ですから、検討は検討でその後も、球磨川治水対策協議会、引き続いて——検討を終えるということではなくて、検討もやっていきますし、防災、減災の取り組みも、県のほうでは、一応10年間の期間のめどをつけておりまして、進めていくというふうにしております。

○山本伸裕委員 本当に住民の皆さんの声が反映した形であれば、やっぱりこういった、昭和40年7月洪水と同程度の洪水を基本にするというか、そういう結論にはならなかったんじゃないかと思うんですね。

住民の皆さんは、昭和57年洪水の流量が戦後最大の洪水量だというようなことをおっしゃっていて、それが5,400トンと。この昭和40年水害というの、市房ダムの水害調節だとかあるいはダムの上流の氾濫だとか、そういったことを一切無視した推測上の数値であって、どうしてもやっぱり国交省主導の議論に結論がなってしまうんじゃないかという印象なんですよ。

それで、ちょっとお尋ねなんですけれども、球磨川治水対策協議会、今後協議がされていくわけですけれども、その場で、どういう形で住民参加が保証されていくことになるんでしょうか。

○水谷川辺川ダム総合対策課長 球磨川治水対策協議会への住民の御意見の聞き方ですけれども、具体的にどうするかというのは、ま

だ現在決まっております。ただ、第1回のこの協議会の中において、検討に当たっては、市町村議会や住民の意見を聞くということをしつかり資料にも明記しまして協議を進めておりますので、今後、その方法についても検討していくことになると思います。

○山本伸裕委員 やはり何よりも流域住民がダムによらない治水というものを選択して、それを求めているわけですから、やっぱり流域住民の参加と流域住民による意思決定というようなところは、相当重視して位置づけて——住民の意見を聞くといっても、住民代表であるとか首長であるとか、そういった形よりもさらに突っ込んで、住民参加のやっぱり協議にしていくべきではないかというふうに思います。

以上です。要望です。

○吉永和世委員長 ほかに。

○濱田大造委員 再度交通政策課さんなんですけれども、15ページですね。

総合交通体系整備推進事業というのがあって、これは、附属資料によると、空港ライナーの無料の件なんですけれども、平成23年から始まって過去26年までで、1日当たりの利用量が昨年度210人というふうになっていまして、資料によると、年々ふえているんですけども、費用対効果について、ちょっと教えてください。

○藤井交通政策課長 空港ライナーにつきましては、これまでリムジンバスしかなかった交通網を、新たに定時性のすぐれた鉄道ネットワークと結ぶということでやっておりまして、平成23年度から始めまして、だんだん利用者もふえているという状況でございます。

年間の利用者数が、今約7万7,000人、7万人台まで乗ってきまして、かなり認知度が

上がりまして利用者もふえているということで、空港の一つの大きな利便性向上につながっていると思っております。

数的に費用対効果、全体で——これは、大津町、空港ビルディング、JR九州、空整協あたりからも負担金をいただきまして、共同で運行しております、私どもが3,000万円余を出しているというところでございます。

これで7万人以上の方が利用されているということでございますが、もともと鉄道、例えばそれを延伸するのは莫大な費用になるということがベースにございまして、それをやはりこういった運行によって費用、まあ当然のことながら、ハードをつくりますと、それからの維持費等もかかりますので、そういったことをソフト対策ということで、今支援しながらやっているということでございます。

済みません、費用対効果、1人当たりでいきますと、3,000万円余ですから、それを1回当たり助成しているという形になるんですが、数百円ですかね。ちょっと計算機を持ってないのであれですけども、助成しながら、一つのアクセスとして利用していただいているというところでございます。

○濱田大造委員 私は熊本市内在住者で、ちょっとよくわからないのが、市内の大多数の利用者は費用を払っているわけですね。大津とか、あの辺に住んでいる方は、まあバス自体がないのか、ちょっとそこまでは今わからないんですけども、無料で乗れると、県が財政負担していると。ちょっとその辺、利用者がふえるのはいいことかもしれませんが、ちょっと納税の立場から見たら、何で不公平なのと。その辺、県はどうお考えになっているのか、ちょっと教えてください。

○藤井交通政策課長 ちょっと手元に詳しい数字はございませんが、大津町周辺の方々、

企業の方々、お使いになる部分もございますが、当然のことながら、鉄軌道とつながりますので、熊本市内に行かれる方、そこで宿泊される方も含めて、利用者はさまざまでございます。特に、東京あたりからの観光客につきましては、阿蘇、また、県北、県南といった形で鉄軌道を使われる方もいらっしゃいますので、アンケート結果から見ると、その周辺だけではないということございまして、観光客あたりにとっては、県内の各地に足を伸ばす一つのルートになっているのは事実でございます。

以上です。

○濱田大造委員 了解です。

○吉永和世委員長 ほかに。

○前田憲秀委員 今濱田委員が御指摘されたところと同じなんですけれども、交通政策課さんの計画調整費の中の地方公共交通対策事業についてのお尋ねですけれども、この中に、地方バス路線維持対策、また地方バス生活交通維持交付金、また生活航路、いわゆるバス、船、3つに共通しているのは、いわゆる生活交通網の維持ということでやられていると思うんですけれども、基本的に、お尋ねしたいんですけれども、例えば公共交通機関の路線があります、利用者が減ってくれば、もちろんそこは廃止になるか減便になるかという、それを防止するためと考えていいんでしょうか。何か県の思いというか、位置づけを明確にちょっとお尋ねしたいんですけれども。

○藤井交通政策課長 この地方公共交通対策事業、今委員御指摘のとおり、バス、鉄道、それに航路、さまざまな地域交通機関がございます。これを、生活者の利便性確保と観光にも使われますので、当然のことながら維持

していくという考え方は持っております。

その中でも、例えばバス路線でございますと、主要幹線バス、まあバスが通っています主要幹線のところにつきましては、国と協調して、ある程度利用者、例えば15人以上の利用があるとかいったところについては、お互い国と協調しながら助成するというのがまずございます。

あわせて、県単独で交付金を出しております市町村がみずからこういったところの路線は維持したいというものに対して、助成する制度も持っております。あわせて、航路につきましても、市町村がこの路線は生活路線として維持したいというものにつきましては、県も一緒になって助成をするというシステムで今やっております。

考え方といたしましては、少子高齢化の中で、やはり交通の利便性をきっちり確保していく、そのためには、地元の主体的な検討に対して、県としてできる支援をやっていく。例えば、今回9月議会においても緒方委員のほうから質問がございましたけれども、例えば幹線路線から先のところについて、市町村がコミュニティーバスあたりを運営したいときには、ちゃんと運営するような財政支援を行うようなものもございますし、地域交通のそういった会議に対しても、県として一緒に入りまして、助言をしていくようなことをやっております。

長くなりましたけれども、やはり生活の路線として、維持するものについては維持していきたいという考えを持っております。

○前田憲秀委員 ありがとうございます。

今説明の中でもありましたように、市町村独自でいろんな考えを持っていらっしゃる、また公共交通機関の維持がまず優先される、さまざまあると思うんですよ。要は、よく最近県下の過疎地域での移動手段の特集なんかもニュースなんかでもあつ

ておりまして、一番は、そこを利用される方、それを維持されても、料金負担が少し高くなったとかいう話も具体的にあります。そこは、本当に国との連携、よそとのバランス、それはもちろんあるんでしょうけれども、地域、地域によってやっぱり事情はさまざまだと思いますので、しっかりそこは話し合いには遠慮なく、それはできませんということじゃなくて、まあそういうことはないと思うんですけども、しっかり地域の実情というのは、話し合いの場に入っていただいて、できるような仕組みづくりというのをしっかり努力していただきたいなというふうに思います。要望させていただきます。

以上です。

○吉永和世委員長 ほかにありませんか。

○濱田大造委員 8ページの地域振興課さんにお尋ねなんですけれども、阿蘇の草原再生事業がありますけれども、最近話題になったトピックスだと思うんですけども、説明資料によると、25ヘクタールの野焼きを再現と。

この予算規模で、今後も足りるのかどうか、もっともっと規模を拡大していくべきなのかどうか、その辺の予測を教えてください。

○横井地域振興課長 阿蘇草原再生の予算については、大体おおむねこの規模で最近推移しているんですけども、阿蘇草原再生、熊本県だけがやっているわけではなくて、それぞれ市町村も参画していますし、阿蘇のグリーンストックというところもやって、そういう全体の中で県がコントロールしながら全体の阿蘇草原再生を行っているというのが事実でございます。

その説明資料の中にも、主要事業の成果のところにもございますように、ページ数でい

きますと16ページでございますけれども、その(3)番に、阿蘇草原保全支援システムの構築というふうに書いておりますけれども、これまではどちらかというと募金とかに頼りがちだったその阿蘇草原再生につきまして、県がコントロールして、例えば国の補助制度を活用した、国の中間払いの制度、まずそれを使って、募金を使って、最後足りない部分を県と市町村でそれぞれ補填して、これぐらいの規模の予算を確保して野焼きを再開とか、野焼きを維持していこうという仕組みにしておりますので、現状足りるかと言われると、まあ人手の問題とかもありますし、ボランティアの育成の数とかの問題もあるので、この規模でこれはしばらく推移していくのではないかなというふうに予想しております。

以上でございます。

○濱田大造委員 了解です。

○吉永和世委員長 ほかにありませんか。

○山本秀久委員 私は、2つだけ要望しておきたいと思います。

委託先の事業実施状況などを把握しながら、それに対して適切に指導と監督をしていただきたいというのが1つ。

もう一つは、地元市町村の問題に対して、庁内の関係部局、連携を着実に進めていってほしい。この2つです。それだけ要望しておきたい。

以上です。

○吉永和世委員長 2つ要望がございましたので、よろしくお願ひします。

ほかにありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○吉永和世委員長 なければ、これで企画振興部の審査を終了します。



これより、午後1時まで休憩をいたします。お疲れさまでございました。

午前10時58分休憩

午後0時59分開議

○吉永和世委員長 委員会を再開します。

それでは、これより土木部の審査を行います。

まず、執行部の説明を求めた後に、一括して質疑を受けたいと思います。

なお、執行部からの説明は、効率よく進めるために、着座のままで簡潔にお願いいたします。

それでは、土木部長から総括説明を行い、続いて、担当課長から順次説明をお願いします。

初めに、猿渡土木部長。

○猿渡土木部長 平成26年度決算の説明に先立ちまして、前年度の決算特別委員会において御指摘のありました施策推進上改善または検討を要する事項等のうち、土木部関係につきまして、その後の措置状況を御報告いたします。

まず、各部局の共通事項として御指摘のありました「未収金の解消については、未収金対策連絡会議における徴収ノウハウの共有化や各課独自の工夫により着実な改善が図られつつあるが、歳入の確保及び公平性の観点から、さらに徹底した徴収に努めること。」についてでございます。

未収金の解消につきましては、債務者の状況を的確に把握するため、早期に資産調査等を行い、必要に応じて、差し押さえ、さらには法的措置等を実施するなどの取り組みを部内関係各課間で回収方策の共有化を図り、対策を強化し、解消に取り組んでおります。また、関係課においては徴収担当職員への研修を実施し、新たな未収金の発生の防止及び未収金の解消に努めているところです。

このような取り組みによりまして、土木部におきましては、県営住宅使用料を初めとして、平成26年度末の未収金は、前年度末と比べまして2,500万円余り減少しております。今後も引き続き未収金の解消にしっかり取り組んでまいります。

次に、土木部関係で御指摘のありました「若手土木技術職員の育成については、県も人手不足であり、特に若手土木技術職員の研修や現場対応能力の向上が必要である。そのため、若手技術職員への知識・技術の継承を行うための研修等の充実について、さらに検討を行うこと。」についてでございます。

土木部の技術職員につきましては、ベテラン技術職員の大量退職や職員数の減少等により、技術の伝承が難しく、若手職員の経験不足等が指摘されております。このため、土木部の将来を担う若手技術職員を育成するため、職場内における研修の強化に取り組んでいます。

まず、土木系技術職員につきましては、これまでの研修に加え、昨年度から、現場での対応力を高めるための現場監督研修、不適切な施工管理や粗雑工事を未然に防止するための技術指導研修、測量設計の成果品の誤りを見抜き、品質の向上を図る照査能力研修に新たに取り組んでいます。さらに、今年度からは、事業説明や用地交渉を円滑に進めるためのプレゼンテーション能力向上研修、公共事業の交渉を円滑に進め、合意形成を図る交渉力向上研修に取り組んでいます。

建築系技術職員につきましても、昨年度から、営繕工事に係る現場管理能力研修、建築審査・検査能力研修、アートポリスなどのソフト施策に係る企画提案能力向上研修に加え、資格取得のための研修の充実を図っています。

人材育成は継続が重要であり、今後も若手から中堅職員まで含めた研修を行い、現場対応力の向上を図ってまいります。

次に、同じく、土木部関係で御指摘のありました「本県の建設産業の振興については、社会情勢の変化に対応した取り組みを推進するため、入札契約制度、人材育成確保等を含め、今後さらに検討すること。」についてでございます。

建設産業の振興につきましては、入札契約制度では、比較の実績の少ない企業の参加機会の確保の観点から、総合評価落札方式で、県工事に加え、市町村工事を施工実績の対象とするなどの見直しを行いました。また、いわゆる品確法の改正を踏まえ、県内市町村を含め、予定価格の端数処理の廃止や、建設コンサルタント業務への最低制限価格制度の導入など、適正な価格での契約を図るための取り組みを進めました。

人材育成・確保面では、行政、教育機関、業界から成る建設産業における人材確保・育成の在り方検討会を立ち上げ、本年3月に最終取りまとめを行いました。取りまとめた方向性に基づき、若手技術者の資格取得や労働環境の改善への支援、高校在学中の資格取得の支援等、若年者の定着や育成に取り組んでいるところです。

また、建設産業の魅力を発信する展示会やテレビコマーシャル、高校生向けガイダンスセミナーや現場見学会の実施など新たな人材確保のための取り組みも、全国に先駆け、取り組んでいます。今後とも、建設産業団体とも連携を図りながら、本県の建設産業の振興に取り組んでまいります。

続きまして、土木部の平成26年度決算の概要を、決算特別委員会説明資料の1ページ、平成26年度歳入歳出決算総括表で御説明いたします。

説明資料の1ページをお願いいたします。

まず、歳入についてでございますが、一般会計、特別会計合わせまして、表にあります表の最下段をごらんください。収入済み額が524億8,495万6,000円、不納欠損額979万

7,000円及び収入未済額4億1,034万8,000円となっております。

不納欠損額の主なものは県営住宅使用料となっており、また、収入未済額の主なものは、海砂利超過採取過料等と県営住宅使用料となっております。

なお、予算現額と収入済み額との差は、主に翌年度への事業繰り越しに伴う国庫支出金の減でございます。

続きまして、歳出についてでございますが、一般会計、特別会計合わせまして、支出済み額が1,012億3,463万8,000円、翌年度繰越額は293億3,860万1,000円、不用額24億9,017万5,000円となっております。

翌年度繰り越しの主な理由としましては、事業計画策定に当たって地元住民や関係機関などとの調整に時間を要したことや、用地買収、補償家屋の移転に時間を要したことなどにより、工期が不足し、やむを得ず平成27年度へ繰り越したもので、現在、その執行に鋭意取り組んでいるところでございます。

また、不用額の主な理由は、事業実施後の執行残及び国庫補助事業等における国からの内示減に伴う執行残でございます。

以上、平成26年度土木部歳入歳出決算の概要につきまして、総括的に御説明申し上げますが、詳細につきましては、関係課長から説明をいたしますので、よろしく願いをいたします。

○吉永和世委員長 引き続き、各課長から説明をお願いいたします。

○成富監理課長 監理課長の成富でございます。

まず、今年度定期監査における指摘事項はございません。

次に、決算の概要について御説明いたします。

決算特別委員会説明資料の2ページをお願い

いたします。

一般会計の歳入についてです。

2ページから3ページにかけての使用料及び手数料でございますが、不納欠損額、収入未済額ともございません。

次に、3ページ中段からの国庫支出金、それに、4ページの財産収入、さらに4ページ最下段の繰入金につきましても、不納欠損額、収入未済額ともございません。

次に、5ページの諸収入でございますが、不納欠損額70万5,000円となっております。これにつきましては、お手元の附属資料138ページで御説明いたします。

工事請負契約違約金でございますが、不納欠損額69万2,000円となっております。これは、工事請負業者が倒産等により契約を解除した際の違約金で、代表者の死亡や行方不明等のため、収入未済になっていたものでございます。

次に、139ページの雑入でございますが、不納欠損額1万3,000円となっております。これは、工事請負業者が倒産により契約を解除した際に、既に請負業者が前払い金を受け取っており、その受け取り額に対して契約解除時点での出来高が不足していたため、その不足分を返済するまでの期間の利息相当分を請求したものでございます。工事契約違約金と同様に、代表者の行方不明等のため、収入未済になっていたものでございます。

138ページの工事契約違約金の平成11年度分の50万8,000円につきましては、当該工事請負業者が事業を休止しており、また、代表者は既に死亡するなど、将来再開の見込みもなく、さらに、差し押さえることができる財産が強制執行に要する費用を超えないことから、今後の回収が不可能と認められるため、平成27年2月県議会において権利放棄の手続を受けまして、不納欠損したものでございます。

同じく、138ページの平成18年度分18万4,0

00円と139ページの雑入1万3,000円につきましては、債務者から消滅時効期間経過後に時効の援用の申し立てがなされ、時効が完成したため、不納欠損処分したものでございます。

次に、再度説明資料の6ページをお願いいたします。

一般会計の歳出についてです。

土木総務費において758万7,000円の不用額を生じておりますが、これは、主にCALS/E C事業、電子入札システムの運用等の入札執行残でございます。

次に、7ページをお願いいたします。

2段目の建設業指導監督費につきましても、6,085万7,000円の翌年度繰越額と1,162万6,000円の不用額を生じております。

まず、翌年度繰越額でございますが、再度附属資料1ページをお願いします。

いずれも建設産業総合支援事業として実施しているものでございまして、主な事業としましては、若手技能者の新規雇用を行う建設業者を支援する雇用促進助成金やテレビコマーシャルの放映や工事現場見学会などを実施する建設産業イメージアップ戦略事業などがございます。平成27年2月の国の緊急経済対策に係るもので、やむを得ず繰り越したものでございます。

再度説明資料の7ページをお願いいたします。

建設業指導監督費の不用額につきましては、建設業許可申請及び経営事項審査件数の少なかったことによるデータ入力業務委託料等の執行残及び新分野進出支援事業等の補助金申請件数が少なかったことによる執行残でございます。

監理課の説明は以上でございます。

よろしく申し上げます。

○久保用地対策課長 用地対策課長の久保でございます。

まず、定期監査における指摘事項はございません。

次に、用地対策課の決算の概要について御説明いたします。

説明資料8ページをお願いいたします。

一般会計の歳入です。

使用料及び手数料でございしますが、不納欠損額、収入未済額ともございません。

次に、諸収入でございしますが、資料の下から2段目、行政代執行費で収入未済額932万1,000円となっております。これにつきましては、附属資料の127ページをお願いいたします。

収入未済となっておりますのは、平成22年度に国の白川改修工事に伴いまして、大甲橋の上流左岸側にありました商業ビルに対して行いました行政代執行の費用でございます。

1の平成26年度歳入決算の状況、備考欄に記載のとおり、収入未済の理由といたしましては、納入義務者は年金生活者で支払い能力がなく、滞納処分可能な財産もないためでございます。

未収金対策といたしましては、最下段の4に記載のとおり、26年度の財産調査で、少額ではございますけれども、生命保険債権を発見したため、本年1月に3万円余の差し押さえを行い、未収金に充当しております。

なお、本案件につきましては、先月、裁判所により、納入義務者の破産手続が開始されたため、未収金の交付要求を行い、その結果を踏まえて対応していく予定でございます。

また、この未収金は、起業者が国であるにもかかわらず、結果的に代執行庁である県が費用を負担し、未収となっているものでございまして、このような不合理な状況を是正するために、一昨年度、昨年度に引き続きまして、去る6月にも国に対して県に負担が生じないように制度の改正を要望しているところでございます。

次に、説明資料に戻っていただきまして、

9ページをお願いいたします。

一般会計の歳出です。

土木総務費で351万3,000円の不用額が生じております。これは、備考欄に記載のとおり、収用手続きに係る鑑定料等の執行残201万4,000円と事業認定事務等に係ります執行残149万9,000円の合計でございます。

用地対策課の説明は以上でございます。

よろしくをお願いいたします。

○緒方土木技術管理課長 土木技術管理課長の緒方でございます。

まず、定期監査における指摘事項はございません。

続きまして、決算について御説明します。

委員会説明資料の10ページをお願いいたします。

まず、歳入について御説明いたします。

1段目の財産収入につきましては、不納欠損額、収入未済額はございません。財産収入は、収入調定額、収入済み額ともに1,426万9,000円です。これは、建設技術センター等からの家屋及び土地の貸付料の収入でございます。

4段目の諸収入につきましても、不納欠損額、収入未済額はございません。諸収入は、調定額、収入済み額ともに38万3,000円です。これは、工事進行管理システム費に関する企業局からの負担金等でございます。

続きまして、歳出について御説明します。資料の11ページをお願いします。

土木費につきましては、不用額を288万2,000円計上しております。主な理由は、土木業務委託事業やCALS/EC事業に関する入札等に伴う執行残でございます。

以上で土木技術管理課の説明は終わります。

よろしく申し上げます。

○宮部道路整備課長 道路整備課長の宮部で

ございます。

まず、定期監査における指摘事項はございません。

次に、説明資料に基づき、御説明申し上げます。

歳入につきましては、説明資料の12ページから13ページでございます。

歳入の内容は、分担金及び負担金、国庫支出金、繰越金及び諸収入でございます。いずれも不納欠損額、収入未済額ともございません。

主なものについて御説明いたします。

12ページの表の4段目をお願いいたします。

国庫支出金、土木費国庫補助金で、予算額に対し、36億8,979万9,000円の減となっております。これは、繰り越し及び事業費確定に伴うものでございます。

次に、13ページをお願いいたします。

1段目の諸収入でございますが、予算額に対し、6,366万7,000円の増となっております。主なものとしまして、2段目に記載しております九州地方整備局からの受託事業の事業費確定に伴うものでございます。

次に、歳出について御説明いたします。

14ページをお願いいたします。

2段目の道路橋りょう総務費の不用額は8万9,000円で、その理由としましては、執行残でございます。

最下段の道路新設改良費の不用額は1,192万6,000円でございます。その主な理由としまして、国費の内示減によるものでございます。

15ページをお願いいたします。

橋りょう維持費の不用額は98万円でございます。理由としましては、事務費の執行残によるものでございます。

以上が一般会計における歳入、歳出でございます。

続きまして、翌年度への繰り越し事業に関

しまして、附属資料で御説明させていただきます。

道路整備課の繰り越し事業につきましては、附属資料の2ページから42ページまで記載しております。

申しわけございませんが、最後の42ページをお願いいたします。

明許繰越の道路整備課計の繰り越し箇所は255カ所で、27年度への繰越額は81億843万4,000円でございます。

繰り越しの理由といたしましては、関係機関との調整など計画に関する諸条件の整理や用地補償交渉の難航及び工法の検討、協議などに不測の日数を要したことなどにより、やむなく次年度へ繰り越したものでございます。

現在、工事は順調に進んでおりまして、年度内に全ての工事が完了する予定でございます。

以上で道路整備課の説明は終わらせていただきます。

よろしくをお願いいたします。

○高永道路保全課長 道路保全課長の高永でございます。

まず、定期監査における指摘事項はございません。

続きまして、決算について、説明資料に基づき、御説明いたします。

まず、歳入につきましては説明いたします。

説明資料の16ページをお願いします。

1段目の分担金及び負担金でございますが、不納欠損、収入未済ともございません。

5段目の道路施設保全改築費負担金ですが、これは、熊本市と協定を結び、負担金を徴収して実施する事業であり、収入済み額の1億2,200万円については前年度からの繰り越し分となり、予算現額と収入済み額との比較にあります9,000万円につきましては、工

事の繰り越しに伴って負担金の徴収を翌年度へ繰り越したものでございます。

16ページ最下段から17ページをお願いいたします。

使用料及び手数料のうち、17ページの1段目の道路占用料につきましては、調定額1億7,447万円余りに対して1億7,368万円余りを収納しており、収納率で申しますと99%以上となっております。この道路占用料につきましては、収入未済額が79万円余りでございます。

別冊の附属資料の128ページをお願いいたします。

1の平成26年度歳入決算の状況の1段目に道路占用料を記載しておりますが、全て過年度分の占用料で、未納者は1個人と1企業でございます。それぞれ生活困窮と経営不振が収入未済の理由でございます。

この収入未済額の解消につきましては、関係する各出先機関において自主納付の働きかけを強化するなど、今後とも収入確保に努めてまいります。

説明資料に戻りまして、17ページをお願いいたします。

1段目の道路占用料の備考欄に過誤納額として2,576円とありますが、これは、納付者が誤って二重に納付したもので、既に納付者に対しまして返還をしております。

次に、下から4段目の国庫支出金につきましては、予算額に対し、14億9,920万円の減となっております。これは、最下段に記載のとおり、主に事業の繰り越しによるものでございます。

18ページ最下段の諸収入ですが、収入未済が3万円余りでございます。これは、19ページ最下段の工事請負契約による違約金でございます。

再び別冊の附属資料の128ページをお願いいたします。

1の平成26年度歳入決算の状況の2段目に

雑入を記載しておりますが、債務不履行に伴う工事等契約違約金でございまして、受注者が倒産したため、収入未済となっているものです。今後とも、引き続き、代表者と連絡をとりながら、収入未済の解消に努めてまいります。

歳入につきましては以上です。

続きまして、説明資料の20ページをお願いいたします。

2段目の道路橋りょう総務費の不用額1,274万円余りは、経費節減によるものでございます。

歳出につきましては以上です。

最後に、翌年度への繰り越し事業につきましては、別冊の附属資料で御説明いたします。

明許繰越については、43ページから66ページまでとなっております。66ページに道路保全課分の合計を記載しておりますので、こちらで御説明いたします。

道路保全課全体では195カ所、33億5,772万円余りの繰り越しとなっております。

主な理由といたしましては、通常事業においては、関係機関との調整や地元協議に時間を要したこと及び現場施工条件の悪化等による工法協議に日数を要したためです。経済対策分については、道路防災点検等の結果に基づく防災対策実施箇所の選定及び工法の検討等に時間を要したため、大半を繰り越しております。

いずれも当初に想定できなかった事態が生じたため、やむを得ず繰り越したものでございます。現在工事は順調に進んでおりまして、年度内に全ての工事が完了する予定でございます。

以上でございます。

よろしく申し上げます。

○松永都市計画課長 都市計画課長の松永です。

定期監査における公表事項はございませんので、決算の概要から御説明いたします。

まず、説明資料の21ページをごらん願います。

歳入について御説明いたします。

21ページから26ページまでの分担金及び負担金、使用料及び手数料、国庫支出金、財産収入、繰入金、繰越金、諸収入については、いずれも不納欠損額、収入未済額はありませ

ん。

次に、23ページをごらん願います。

2段目の国庫支出金ですが、予算額に対して4億3,526万円の減となっておりますが、その主な要因としては、社会資本整備総合交付金及び総合都市交通体系調査費の27年度への繰り越しに伴うものです。

次に、25ページをごらん願います。

1段目の繰入金につきましては、2段目の緑の基金繰入金が予算に対して795万7,000円の減となっておりますが、これは、民間施設緑化推進事業の事業費確定に伴う減によるものです。

次に、歳出について御説明いたします。

27ページをごらん願います。

上から4段目、景観整備費の不用額1,723万2,000円は、主に緑化景観対策事業及び民間施設緑化推進事業の事業費確定に伴うものです。

次に、28ページをごらん願います。

2段目の都市計画総務費の不用額1,556万7,000円は、主に公園維持費の事業費確定及び屋外広告物対策推進事業の経費節減に伴う執行残等によるものです。

次に、29ページをごらん願います。

2段目の都市公園費の不用額225万3,000円は、事業費確定に伴う執行残によるものです。

以上が一般会計における歳入、歳出です。

次に、翌年度への繰り越し事業につきまして御説明いたします。

附属資料の67ページから70ページに記載しております。

70ページをごらん願います。

明許繰越の都市計画課計は、最下段のとおり、15カ所の9億3,423万1,000円です。

繰り越しの主な理由としては、関係機関との協議調整等に不測の日数を要したことなどにより、やむを得ず次年度へ繰り越したものです。

なお、進捗状況が低い事業につきましても、早期の執行に努めることとしています。

以上で都市計画課の説明を終わります。

よろしく願います。

○宮本下水環境課長 下水環境課長の宮本でございます。

まず、定期監査における指摘事項はございません。

次に、決算について御説明いたします。

説明資料の30ページをお願いします。

30ページから31ページまでが一般会計の歳入ですが、不納欠損額、収入未済額はございません。

30ページの2段目の国庫支出金につきましては、予算に対して5,157万6,000円の減となっております。これは、最下段の農山漁村地域整備交付金の繰り越しに伴うものでございます。

続きまして、32ページから34ページまでが一般会計の歳出でございます。

32ページの2段目の公害規制費の不用額1,707万1,000円は、主に生活排水適正処理重点推進事業の執行残によるものでございます。同じ32ページ、一番下の段の環境整備費の不用額3,987万4,000円は、浄化槽整備事業及び生活排水処理施設整備事業の執行残等によるものでございます。

次に、33ページ4段目の土地改良費及び最下段の漁港建設管理費に繰り越しが生じておりますが、後ほど附属資料で御説明いたしま

す。

次に、流域下水道事業特別会計について御説明します。

35ページから38ページまでが流域下水道事業特別会計の歳入で、不納欠損額、収入未済額はございません。

35ページの一番上の段の分担金及び負担金で予算に対し2,989万円の増となっておりますのは、球磨川上流及び八代北部流域下水道において、流入水量の実績精算により市町村からいただく維持管理負担金がふえたためでございます。

また、36ページの1段目、国庫支出金で予算に対して2億2,958万4,000円の減となっておりますのは、熊本北部及び球磨川上流の流域下水道建設事業の繰り越しに伴うものでございます。

次に、37ページの3段目、繰越金でございますが、予算に対し、5億8,808万7,000円の増となっておりますのは、主に前年度からの繰越金でございます。

38ページ2段目の県債でございますが、予算に対して6,600万円の減となっておりますのは、流域下水道建設事業の繰り越しに伴うものでございます。

39ページから41ページまでは歳出でございます。

39ページの1段目の土木費の不用額2,390万9,000円は、主に熊本北部、球磨川上流及び八代北部流域下水道の維持管理事業に係る委託料などの執行残によるものでございます。

一般会計、特別会計の歳入、歳出の説明は以上でございます。

続きまして、繰り越しについて御説明いたします。

附属資料の71ページをお願いします。

71ページから73ページまでが下水環境課における繰り越し事業でございます。

一般会計につきましては、71ページの最下

段に記載のとおり、2カ所で5,157万6,000円の繰り越しがございます。これは、工事の際に発生する濁水処理に係る地元漁協との協議及び改築更新機器の機種選定に不測の日数を要したことにより、やむなく繰り越したものでございます。

特別会計につきましては、73ページの最下段に記載のとおり、8カ所で3億6,093万7,000円の繰り越しがございます。繰り越しの主な理由は、改築更新機器の機種選定に不測の日数を要したことなどにより、やむなく繰り越したものでございます。

以上で下水環境課の説明を終わります。

よろしく願いいたします。

○村上河川課長 河川課長の村上です。

まず初めに、今年度の定期監査における指摘事項がありますので、御説明いたします。

河川課は、2点の指摘事項がございます。

まず、指摘の1点目は、過年度支払いがあったため、組織的なチェック体制の強化を図り、支払い漏れの防止に努めるよう指摘がありました。これは、球磨地域振興局で設置工事を行った河川監視カメラに関する電柱添架料の支払いが6月にずれ込んだものです。年度末までにカメラ設置工事は完了し、カメラ用の専用回線について、NTTと契約を交わしました。その添架料の支払いについて、地域振興局担当職員とNTT担当者の連絡が十分でなく、NTTからの請求書の送付が5月末と遅くなったために生じたものです。

再発防止を図るため、全職員に対し、不適正な経理処理の再発防止のための研修会などを実施し、改めて会計事務の流れなどの周知徹底を行うとともに、課で支払いが必要な負担行為を一元管理し、支払い漏れがないよう体制強化を行いました。

指摘の2点目は、備品の管理についてですが、項目が2つあります。

1つ目の項目の備品の亡失について、その



原因に応じた再発防止策を講じるよう指摘がありました。これは、デジタルカメラ1台を亡失したものです。

対策としましては、デジタルカメラなど、外部への持ち出しが可能な備品については、課内で一元管理し、貸出簿による管理を行い、再発防止を図ることとしました。

指摘の2点目の2つ目の項目は、備品台帳に登録されている無線装置について、機器の更新が行われた際に台帳手続がされておらず、廃棄等の状況が不明であったため、速やかに実態を調査するとともに、熊本県物品取扱規則等の関係規定に基づき、適正な管理に努めるようにとの指摘がありました。

現在設置されている装置と台帳を照合し、不一致が見られたため、関係者への聞き取り調査等により、機器更新時の状況を調査しているところです。

今後、調査結果をもとに、事務処理を進めていく予定にしております。

指摘は以上です。

今後は、それぞれの再発防止策等を徹底し、適正な事務処理に努めてまいります。

それでは、お手元の資料に基づきまして、河川課の歳入歳出決算について御説明申し上げます。

まず、説明資料の42ページをごらんください。

歳入でございます。

最上段の分担金及び負担金ですが、これは海岸事業に伴う市町村分担金です。不納欠損額、収入未済額はありません。

次に、下から3段目の使用料及び手数料です。不納欠損額はありますが、収入未済額があり、43ページにかけてその内訳を記載しております。

なお、附属資料にその内訳を記載しておりますので、お手数ですが、附属資料130ページをごらんください。

まず、収入未済額として、上から順に、河

川敷占用料47万5,000円、土石採取料295万3,000円、海岸占用料5万7,000円が生じております。いずれも申請者の生活困窮や経営難などによるものです。これらの収入未済額につきましては、これまでも出先機関と連携しながら解消に努めているところでございますが、引き続き解消に向けて納入指導等に取り組んでまいります。

お手数ですが、説明資料にお戻りください。

43ページになります。

下から4段目の国庫支出金ですが、予算現額と収入済み額との比較が44億3,854万3,000円の減となっております。これは、43ページから45ページに内訳を示しておりますとおり、災害復旧事業や国庫補助事業等の繰り越しによるものです。

次に、45ページ2段目の諸収入ですが、収入未済額3億2,294万1,000円が生じております。お手数ですが、先ほどの附属資料130ページを再度ごらんください。

内訳ですが、まず、雑入の収入未済額3億839万1,000円は、備考欄のとおり、海砂利超過採取に係る過料と海砂利採取不当利得です。これは、平成22年度と平成24年度の海砂利超過採取に起因するもので、過料等の全額は3億2,400万円余ございました。そのうち、平成26年度末までに1,600万円余が納付されている状況です。

これまでの対応としましては、督促状の発送や事業者への訪問により納付を催告するとともに、並行して、各事業者の財産調査を実施しております。しかし、いずれの事業者も全額の納付が可能な財産状況ではありませんでした。そのため、現在は任意で少額の納付を受けているところです。いずれの事業者も経営状況が厳しく、徴収が難しい状況ではありますが、今後とも、引き続き、定期的に事業者への訪問を行うなど、粘り強く徴収に取り組んでまいります。

次に、そのページが一番下の年度後返納の収入未済額1,455万円ですが、これは工事前払い金の返納額です。本件は、請負業者の契約不履行によるものではなかったため、補償会社の補償対象には該当せず、前払い金の返納を業者に求めたものです。しかし、業者の経営悪化により返納されず、未収金となっているものです。資料には、法人が解散し、清算手続中と記載しておりますが、現在は、この法人の清算手続が終了したため、今後不納欠損の手続を進めていく予定です。

歳入につきましては以上です。

引き続き、歳出について御説明申し上げます。

恐れ入りますが、説明資料に戻っていただき、48ページをお願いいたします。

まず、2段目の河川海岸総務費ですが、3,161万4,000円の不用額が生じています。これは、主に河川の基礎調査に関する事業の完了によるものです。

次に、49ページ1段目の河川改良費ですが、2億2,795万7,000円の不用額が生じています。これは、主に堰堤改良事業等の補助事業の国の内示減によるものです。

2段目の海岸保全費ですが、3,363万円の不用額が生じています。これは、主に海岸堤防等老朽化対策緊急事業の完了によるものです。

次に、50ページ1段目の土木災害復旧費ですが、1億5,665万5,000円の不用額が生じています。その主なものは、河川等補助災害復旧費で災害費の額の確定によるものです。

続きまして、繰り越しについて御説明を申し上げます。

恐れ入りますが、附属資料をお願いいたします。

附属資料の74ページから93ページまで河川課の繰り越し事業を掲載しております。

93ページの最下段に総計を記載しております。河川課の合計といたしましては、箇所数

が255カ所、繰越額は87億8,958万円となります。

この明許繰越の大半は、平成24年に発生した熊本広域大水害の復旧、復興に取り組んでおります白川、黒川の激特事業です。激特事業は、平成26年度末までにおおむね用地契約や地元協議が調ったことから、予算を平成27年度へ繰り越して、速やかに工事等を実施しているところです。

なお、事故繰越につきましてはございません。

以上で河川課の説明を終わります。

よろしく願いいたします。

○平山港湾課長 港湾課長の平山です。

定期監査における指摘事項はございませんので、決算の概要について御説明します。

なお、港湾課は、一般会計と港湾整備事業特別会計及び臨海工業用地造成事業特別会計の2つの特別会計がございます。

まず、一般会計について御説明します。

一般会計の歳入については、説明資料の51ページから54ページです。

51ページをお願いいたします。

最上段の分担金及び負担金においては、不納欠損、収入未済はありません。

予算現額と収入済み額との比較の欄のマイナス1億4,799万9,000円は、緊急経済対策分の内示減に伴い、市町村負担金が減となったものです。

52ページをお願いいたします。

上から2段目の使用料及び手数料のうち、港湾区域占用料で6万2,000円の収入未済があります。内容については、決算特別委員会附属資料で御説明します。

附属資料の133ページをお願いいたします

133ページの平成26年度収入未済に関する調べをごらんください。

1、平成26年度歳入決算の状況の備考の欄のとおり、収入未済の理由は、経済的困窮の

ためです。

4、平成26年度の未収金対策のとおり、電話及び臨戸催告により、早期納付及び分割納付を促すとともに、財産調査を実施し、資産が確認できた場合は差し押さえ等の法的手続の検討を行っています。

済みませんが、資料の52ページにお戻りください。

下から2段目の国庫支出金においては、不納欠損、収入未済はありません。

予算現額と収入済み額との比較の欄のマイナス7億2,874万2,000円は、社会資本整備総合交付金など、緊急経済対策分の内示減と繰り越しに伴うものです。

53ページをお願いします。

上から4段目の財産収入においては、不納欠損、収入未済はありません。

54ページをお願いします。

上から2段目の諸収入及び4段目の雑入においては、不納欠損、収入未済はありません。

次に、一般会計の歳出については、説明資料の55ページから56ページです。

不用額のあるものについて御説明します。

55ページをお願いします。

上から2段目の港湾管理の不用額260万9,000円は、入札残及び事務費の執行残です。3段目の港湾建設費の不用額13億5,422万2,000円は、交付金事業等の緊急経済対策分の内示減に伴うものです。

56ページをお願いします。

上から2段目の空港管理の不用額2,015万円は、管理運営関係委託の入札残及び修繕費、事務費の執行残です。

次に、港湾整備事業特別会計について御説明します。

説明資料は57ページから59ページです。

まず、歳入についてですが、説明資料の57ページをお願いします。

最上段の使用料及び手数料においては、不

納欠損額が83万3,000円、収入未済額が414万7,000円あります。内容については、決算特別委員会附属資料で御説明します。

附属資料の134ページから135ページをお願いします。

平成26年度収入未済に関する調べをごらんください。

まず、不納欠損については、1、平成26年度歳入決算の状況のとおり、重要港湾使用料の83万3,000円です。

収入未済の理由は、申請者の業績不振によるもので、消滅時効成立に伴い不納欠損処分を行ったものです。また、収入未済については、地方港湾使用料の114万円、重要港湾使用料の300万7,000円です。いずれも申請者の業績不振等によるものです。

4、平成26年度の未収金対策のとおり、業績不振等による収入未済については、電話及び臨戸催告により早期納付及び分割納付を促すとともに、分納誓約書による納入指導等を行っています。

済みませんが、資料の57ページにお戻りください。

4段目からの財産収入、繰入金及び繰越金については、不納欠損、収入未済はありません。

58ページをお願いします。

2段目の諸収入の雑入において、2,013万3,000円の収入未済があります。内容については、決算特別委員会附属資料で御説明します。

附属資料の134ページから135ページの平成26年度収入未済に関する調べをごらんください。

雑入の収入未済については、1、平成26年度歳入決算の状況のとおり、2,013万3,000円です。

3、平成26年度収入未済額の状況のとおり、1,890万1,000円は法的措置によるもので、三角港において、倒産した施設使用者の

建物にアスベストが使用されていたため、飛散の危険性があったことから、港湾管理者が行政代執行法に基づき、建物の撤去を行い、その費用を所有者に請求していますが、建物所有者の会社が現在清算手続中であるため、収入未済となっています。また、残りの123万2,000円は、熊本港旅客ターミナル内レストランの電気、水道代及び八代港における電気代ですが、これは事業者の業績不振によるものです。

4、平成26年度の未収金対策のとおり、法的措置分については清算手続完了をもって、不納欠損処分及び業績不振分については、電話及び臨戸催告により、早期納付及び分割納付を促すとともに、納入指導等を行っています。

済みませんが、資料の58ページにお戻りください。

最下段の県債については、不納欠損、収入未済はありません。

次に、歳出についてですが、説明資料の59ページをお願いいたします。

2段目の土木費の施設管理費の不用額2,421万4,000円は、港湾管理関係の委託の入札残と事務費等の執行残です。

下から3段目の公債費の不用額2,000円は、起債の元金及び利子償還に係る端数の残です。

次に、臨海工業用地造成事業特別会計についてですが、説明資料は60ページから62ページです。

まず、歳入についてですが、説明資料の60ページをお願いします。

財産収入、繰入金、繰越金及び説明資料の61ページの諸収入とも、不納欠損、収入未済はありません。

次に、歳出ですが、説明資料の62ページをお願いします。

上から3段目の公債費の不用額1,000円は、起債の利子の償還に係る端数の残です。

以上が一般会計、特別会計の歳入、歳出に関する説明でございます。

最後に、決算特別委員会附属資料の平成25年度繰り越し事業調べについて御説明します。

附属資料の94ページから101ページが港湾課に係る繰り越し事業でございます。

資料の100ページに一般会計において43カ所、14億9,462万3,000円、また、101ページに港湾整備事業特別会計で2カ所、2億563万6,000円、合計の45カ所、17億25万9,000円を次年度へ繰り越しいたしました。これらは、繰り越し理由欄に記載していますとおり、関係機関、地元漁港及び港湾利用者との調整に不測の期間を要した等の理由によるものです。

なお、繰り越した45カ所のうち、9月末現在で24カ所が完了しております。その他の箇所につきましても、引き続き早期の完了に努めてまいります。

以上で港湾課の説明を終わります。

よろしくをお願いいたします。

○原田砂防課長 砂防課長の原田でございます。

まず、定期監査における指摘事項はございません。

決算について御説明申し上げます。

説明資料の63ページをお開きください。

歳入について御説明申し上げます。

1段目の分担金及び負担金につきましては、不納欠損額、収入未済額ともございません。予算額に対しまして283万5,000円の収入減となっておりますのは、単県砂防費の事業費減に伴う負担金の減でございます。

次に、6段目の国庫支出金につきましても、不納欠損額、収入未済額ともございません。予算額に対しまして29億3,556万7,000円の収入減となっておりますのは、最下段の社会資本整備総合交付金と64ページ1段目の

砂防激甚災害特別緊急事業費補助の平成27年度への繰り越しによる事業費減に伴う国庫支出金の減及び2段目の災害関連緊急砂防事業費補助の事業完了に伴う不用額でございます。

次に、3段目の繰越金及び4段目の諸収入につきましても、不納欠損額、収入未済額とにもございません。予算額に対しまして1億2,846万1,000円の収入増となっておりますのは、最下段の開発指定事業高率補助精算金におきまして、平成24年度災害関連緊急砂防事業の事故繰越に伴う予算の未計上分を追加計上したものです。

続きまして、歳出について御説明申し上げます。

説明資料の65ページをお願いします。

砂防費につきまして、不用額が3億973万5,000円生じております。主な理由は、設計変更に伴う執行残、入札に伴う執行残及び用地取得面積変更に伴う執行残でございます。

続きまして、繰り越しについて御説明申し上げます。

附属資料の102ページから123ページにかけて砂防課の明許繰越を記載しております。

123ページをお願いします。

最後の行に記載しておりますように、平成27年度への繰り越しは、合計で130カ所、58億3,415万2,000円生じております。繰り越しの主な理由としましては、境界確定や相続に伴う登記処理、地元関係機関との調整及び工法の検討等のために不測の日数を要し、やむを得ず次年度へ繰り越したものでございます。いずれも発注済みもしくは発注等の準備中で、平成27年度に完了する予定でございます。

以上で砂防課の説明を終わります。

よろしく申し上げます。

○清水建築課長 建築課長の清水でございます。よろしく申し上げます。

まず、定期監査における指摘事項はございません。

続きまして、決算について御説明いたします。

説明資料の66ページをお願いいたします。

歳入でございますが、不納欠損額及び収入未済額はありません。

3番目の土地開発行為許可申請手数料、4段目の建築確認申請手数料、6段目の宅地建物取引業免許申請手数料につきましては、予算現額に対して収入済み額が増加しておりますが、これは、それぞれの申請件数が見込みより多かつたためでございます。

67ページをお願いいたします。

3段目以降の国庫支出金につきましては、収入済み額が予算現額に対して432万4,000円の減となっておりますが、これは、4段目の社会資本整備総合交付金の事業費確定に伴う減が主な理由となっております。

次に、68ページをお願いいたします。

歳出について御説明いたします。

上から3段目の建築指導費における不用額2,325万5,000円につきましては、主に建築基準指導費の事務費の執行残及び民間建築物アスベスト緊急改修促進事業の入札等に伴う執行残でございます。

続きまして、繰り越しについて御説明いたします。

附属資料になりますが、124ページをお願いいたします。

1段目及び2段目の建築物防災対策推進事業費につきましては、事業者との協議に不測の日数を要したため、繰り越しを行ったものでございます。また、3段目の民間建築物アスベスト緊急改修促進事業費につきましては、国費の全体調整の結果、発注時期がおくれたことにより、繰り越しを行ったものでございます。

以上で建築課の説明は終わります。

よろしく申し上げます。

○深水営繕課長 営繕課長の深水でございます。よろしく申し上げます。

まず、本年度の定期監査における指摘事項はございません。

続きまして、決算について御説明いたします。

まず、歳入について説明をします。

説明資料の69ページをごらんいただきたいと思えます。

繰越金が8,497万3,000円となっております。不納欠損及び収入未済はありません。

次に、歳出について御説明いたします。

説明資料の70ページをごらんいただきたいと思えます。

土木総務費の不用額6,241万7,000円につきましては、主に県有施設の改修等に係る工事請負費、設計、管理委託費の入札に伴う執行残及び事務費の執行残です。

続きまして、繰り越しについて御説明いたします。

附属資料をごらんいただきたいと思えます。

125ページをお願いします。

県有施設保全改修費で3カ所、合計1,998万3,000円の繰り越しとなっております。これらにつきましては、他工事との調整や委託条件の整理等に不測の日数を要したことなどにより、やむを得ず次年度へ繰り越したものです。

なお、技術短期大学につきましては、進捗率をゼロと記載しておりますけれども、9月に契約を締結し、現在設計中であり、早期の完了に努めてまいります。

以上で営繕課の説明を終わります。

よろしく申し上げます。

○上妻住宅課長 住宅課長の上妻でございます。よろしく申し上げます。

まず、定期監査における指摘事項はござい

ません。

続きまして、決算について御説明いたします。

まず、歳入でございますが、説明資料の71ページをお願いします。

3段目の県営住宅使用料ですが、調定額が22億286万円に対しまして収入済み額が21億4,843万6,000円で、収入未済額が4,638万2,000円となっております。収入の未済の理由といたしましては、公営住宅は入居対象者を住宅に困窮する低所得者といたしておりまして、昨今の厳しい経済状況による収入の低下により、生活困窮等が加わったものと考えられることや、既に退去した滞納者の分が未収金の約6割を占めていることとございます。収入未済の状況や対策につきましては、後ほど別冊の附属資料で御説明させていただきます。

不納欠損額につきましては804万2,000円でございますが、これは、退去後、所在不明や死亡などにより時効となったものでございます。

同じく、4段目の県営住宅用地使用料ですが、これは県営住宅の駐車場使用料などでございます。調定額が1億7,362万円に対し、収入済み額が1億7,039万9,000円で、収入未済額が300万4,000円となっております。この理由といたしましても、住宅使用料と同様、入居者の生活困窮などによるものでございます。

不納欠損額につきましては21万7,000円でございますが、これも、退去後所在不明や死亡などにより、時効となったものでございます。

次に、72ページをお願いいたします。

1段目の国庫支出金につきましては、収入済み額が予算現額に対しまして4,710万円の減となっておりますが、これは、2段目の社会資本整備総合交付金の繰り越しなどが主な理由でございます。

次に、73ページから74ページにかけては、繰越金及び諸収入について記載しております。

次に、歳出につきましては、75ページをお願いいたします。

2段目の住宅管理費の不用額3,875万円につきましては、主に公営住宅維持補修費の事業費確定に伴う執行残と高額所得者の自主退去等により訴訟件数が見込みより少なくなったことによる事務費の執行残でございます。

また、3段目の住宅建設費の不用額1,728万円につきましては、高齢者向け優良賃貸住宅供給促進事業費の事業費確定に伴う執行残などによるものでございます。

続きまして、附属資料の126ページをお願いします。

繰り越しについて御説明いたします。

住宅課の繰越額の合計は、最下段のとおり、9,254万9,000円でございます。

繰り越しの理由といたしましては、工事内容の変更、追加等により、工期が不足したもののや、建築計画に関し、関係機関との協議に不測の日数を要し、やむなく繰り越したものでございます。

なお、9月末現在で全ての事業が100%完了しております。

次に、136ページをお願いします。

表の1をごらんください。

これは、先ほど御説明しました歳入に関する調べのうち、収入未済となっているものの一覧にしたものでございます。上段の県営住宅使用料、いわゆる家賃の収入未済が4,638万2,000円、2段目の県営住宅用地使用料、これは駐車場使用料などでございますが、この収入未済が300万4,000円、3段目の財産収入、これは土地貸付料でございますが、この収入未済が4万4,000円でございます。

表の2をごらんください。

これは、収入未済額の過去3年間の推移を示したものでございます。

県営住宅使用料の収入未済額はごらんのとおり年々減少し、平成26年度の額は、平成24年度の額の半分程度となっております。また、徴収率は、全国と比較した場合、平成20年度末には88.8%で全国29位だったものが、平成26年度末には97.5%と全国4位まで上昇してきております。

137ページの表3をごらんください。

これは、収入未済額についてその状況を整理したものでございますが、県営住宅使用料、県営住宅用地使用料、土地貸付料ごとにその内訳を示してありまして、県営住宅使用料が合計729件の4,638万2,000円、県営住宅用地使用料が合計312件の300万4,000円、土地貸付料が1件の4万4,000円、合計が1,042件の4,943万円でございます。

表の4をごらんください。

これは未収金対策について記載しております。

県営住宅使用料の入居者への対策といたしまして、6番の明け渡し請求訴訟の確実な実施や8番の生活保護世帯の代理納付につきまして、現在重点的に取り組んでおります。また、退去者への対策としまして、4番の分納誓約の実施につきまして重点的に取り組んでおります。

今後も、引き続き、未収金対策につきましては、歳入確保及び公平性の観点から、しっかりと取り組んでまいります。

以上で住宅課の説明を終わります。

よろしく申し上げます。

○吉永和世委員長 以上で土木部の説明が終わりました。

ここで5分間休憩します。

午後2時6分休憩

午後2時9分開議

○吉永和世委員長 委員会を再開します。

それでは、質疑を受けたいと思います。

質疑はありませんか。

○荒木章博委員 7ページですけれども、説明の。監理課にちょっとお尋ねします。

建設業指導監督費として、ちょっと2～3点あるんですけれども、この繰越金が6,000万を超えているということですね。まあ、建設産業の支援事業における補助金の執行残ということでもありますけれども、これだけ多くのもが残るということはどういうふうな形で考えておられるのか、ちょっとお尋ねしたいと思います。

○成富監理課長 御質問の件でございますけれども、ちょっと説明を少しさせていただいたのは、翌年度繰越額の6,085万7,000円につきましては、平成27年2月の国の緊急経済対策で補正でつけたものですから、執行としては1カ月しかなかったものですから、そういう形で、これは、6,000万は新年度当初予算と、13カ月予算という失礼ですが、そういう形で執行させていただくということでしたものですから、6,000万を翌年度に繰り越した状況でございます。

○荒木章博委員 じゃあですね、繰り越し事業の説明枠にも一般会計にも書いてあるんですけれども、これは1ページですかね。これの雇用促進助成金とか建設産業のイメージアップ戦略事業というふうに書いてまして、これもそれに入るんですか。

○成富監理課長 そのとおりでございます。

○荒木章博委員 それで、要するに、ここに政策でも書いてありますけれども、131ページ、中小企業のチャレンジをサポートする、これの中で、やっぱり資格取得、研修、処遇改善、経費の一部を負担するというので、建設業に対する若手の育成ということで、こ

れはうたっていますね。そういった中で、これは、実際技術者とか実施しているやつのがずっとふえているのかですね、ずっと平均して、毎年の状況を見て、実はふえてますか、こういうのは。

○成富監理課長 現時点では、細かい数字は、技術者それぞれいろいろな職種がいらっしゃるんですけれども、統計データがないので、はっきりした数字はとれてないんですけれども、実態的に、技術者といいますか、建設業に従事する職員数については近年減少している状況、減っている状況でございます。それを少しでもとめたいということで、こういう施策を打ち出している状況でございます。

○荒木章博委員 これは新たに打ち出してやっている、その前の年はなかったということで……。

○成富監理課長 26年度からこういう事業をさせていただいております。

○荒木章博委員 いや、だからですね、やっぱりこういう予算を獲得して、今後、取得とか研修とか、そういうことは今後やっぱりどういうふうに考えていかれるのかをちょっとお尋ねしたいと思ってですね。1カ月の予算にしてもですね。

○成富監理課長 今後の展開でございますけれども、今後人口減少が進んでいく中で、建設産業というのは、やはり地域にとってはなくてはならない存在と今土木部としては考えております。やはり防災とか防疫とかいろいろ起こったときに、やはり地域には建設業がやはり初動体制では一番必要な役割を果たしています。こういう建設産業に働く人たちがいなくなれば、地方創生といいますか、そこ



もなかなかとどまっていかなくなると思いますので、そういう面からも、建設産業を支える、そこで働く人たちをやはり確保していくために、イメージアップとか技術者の確保に対する支援を行政としても一定程度していく必要が今あると考えております。

○荒木章博委員 非常にそこは理解をしまして、これだけの予算を繰り越したもんだから、私は、まあこれはちょっと考えて取り組むべきじゃないか。今話を、説明を聞いたので、わかりましたのでね。

それと、これは、この7ページの説明資料のやつは、主要事業はちょっとこれは間違ってますね、ページ数がね。126でなくて130でしょう、これは。——まあ、いいですよ、それは。小さいことですからね。

それで、まあ、こういうこともやっぱり執行の中で計画を立てて、全部ですね、お願いをしたいというふうに思います。

じゃあ、もう1点お尋ねします。

アジアとつながるということで、これは132ですね、主要事業の132ページのポートセールスを新体制で展開するというところの施策のところですけども、港湾事業の建設には、325ページから337ページということで、港を整備して物流の拠点とするということで計画をされておりますけれども、これは、深さが7.5メートルまで整備したということで、大体どのくらいまで整備をされようとしているのか、そこあたり——どのくらいの船が接岸できるのか、そこあたりをちょっとお尋ねしたい。

○平山港湾課長 港湾課でございます。

御質問の熊本港の水深の計画でございますが、現時点では、水深7.5メートルの岸壁がございます。なお、港湾計画上は水深10メートルの岸壁を港湾計画では位置づけておるところでございます。

なお、岸壁の整備におきましては、取り扱う貨物量等の状況等を見ながら、さらには船舶の大型化等の状況を見ながら、必要な時期に必要な整備を進めるということで考えておるところでございます。

以上です。

○荒木章博委員 じゃあ、10メートルまではかなり——今までは7.5メートルと。10メートルという、あと2.5メートルですけども、それまではどのくらい要していくんですか、それともあくまでも需要を考えてからやるのか、そういう基本的なものは何なのかです。だから、深く10メートル目標まで持っていったらやるのか、そこのところをちょっと明確に教えてください。

○平山港湾課長 御質問の件でございますが、水深10メートルの岸壁整備と航路等の整備につきましては、委員おっしゃったとおり、貨物量の動向等を見ながら今後整備をすることとしております。先に整備をして呼び込むという展開もございますが、整備実施におきましては、まず貨物量等の現状の状況、さらには将来の見込み量等を推計しまして、必要な量に達したとき、達することが見込まれたとき整備をしたいと考えておるところでございます。

○荒木章博委員 2.5メートルという、あと、予算的にはどのくらいかかるんですか。どのくらいの接岸ができるんですか、さっき尋ねたんですけども。

○平山港湾課長 水深10メートル岸壁となると、5万トンクラスの接岸が可能でございます。

○吉永和世委員長 船の種類によって違うとでしょ。貨物船なのか客船なのか、そこら辺

によって違うと思いますけれども。

○平山港湾課長 水深10メートルでは、貨物船でございますけれども、貨物船は1万2,000トン、コンテナ船につきましては……。

済みません、訂正いたします。

14メートルが5万トンでございます。済みません。

○荒木章博委員 それで、どのくらい、10メートルにすると予算的に見込みとしてはかかりますかね。

○平山港湾課長 済みません、ちょっと現在詳細な概算金額はつかんでおりませんが、後ほど調べてまた御報告させていただきます。

○荒木章博委員 了解しました。

○吉永和世委員長 ほかにありませんか。

○高木健次委員 附属資料の130ページ、諸収入で収入未済額3億800万ですかね、海砂利超過採取に係る過料と。それと、3億800万、この過料が決定して大分月日もたつておると思うんですけども、この間、収入は、払い込みは幾らあったんですかね。

○村上河川課長 附属資料130ページの雑入の収入未済額3億800万余の関係で、海砂利超過採取に係る過料と同不当利得の件でございますけれども、現在まで——先ほど説明した中では、26年度末までに1,600万円余という説明をいたしました。現在でも毎月少額ながら任意に徴収を行っておりまして、総額が現在まで1,739万円余入っております。

○高木健次委員 この件は、もうさっき言ったように相当もう以前の話ですよ、過料決定した。このままいくと、もう不納欠損につ

ながっていく。不納欠損にいくにはあと何年ですか、これ。

○村上河川課長 過料や不当利得でそれぞれ時効の考え方が違いますけれども、10年とか20年とかありますけれども、それぞれ今任意で支払いを行ってもらっている状況ですから、そこからの時効ということになります。まだ時効は中断されている状況でございます。先伸びされておる状況でございます。一応——これは3年前の24年、さらにさかのぼった平成22年と24年に2回発生したもので、トータルが3億を超えるものでございまして、それを今3年間、5年間徴収を続けている状況ですけれども、とにかく時効にならないように、いろいろな手続も進めながら、粘り強く取り続けていくというのが今の方針でございます。

○高木健次委員 時効になる年月がいろいろあって、支払いがちょっとでも分納して、例えば5万でも10万でも払えば、そこから時効年数がまた発生するという事ならば、これは何年たつてもこの金額の回収というのはほとんど不可能なもんですよね。だから、その不納欠損にならないために、そういう手続で分納、幾らか少額でも入れてもらうという考え方じゃ、ちょっとおかしいんじゃないかなという感じがするんですよ。これでずっといったら、じゃあもう10年たとうが15年たとうが不納欠損額としては上がってこないわけですよ。そうでしょう。ということは、いつまでたつてもこの支払いは、まあ何年続くかわからぬけれども、30年続くか50年続くかわからぬけれども、ほとんど回収不可能じゃないんですか。

○村上河川課長 海砂利違法採取の当初、発端から御説明いたしますと、まず、平成12年に大規模な赤潮によって養殖ノリの色落ちと

か漁業養殖に大きな被害が出て、それを私たち県とあるいは県議会と一緒に話し合いながらその対策を考えていた最中にこういう事件が発生しました。それで、当初もう、私たちもそうですけれども、議会からも、そういうときにその許可を受けた業者が違法な採取を行うということは、全くもって私たちとしてもけしからぬ話であるし、どうにかそれに対しては——もう今は業としては、有明海、八代海での業としてはもう認めておりません。ただし、その違法採取をした会社は、県外ではそういう業につかれているところもあるし、また、別の業も、輸送業とか、ほかの業をやっておられる方々もおられます。ですから、そういう違反を犯したところに対しては、徹底的に、追徴金じゃないですけども、徴収を行えというのが私たちの考えでございまして、これを、今見込みがないからとかそういうところで簡単に諦めるんじゃないで、もういろいろな手段を講じて、少しでも取っていかうというのが今の私たちの考えでございまして。

○高木健次委員 まあ、気持ちはよくわかりますよね。ただ、やっぱり見た感じが、不納欠損になって上がってこない、県のほうは一生懸命回収しています、回収していますという理由になってしまうよね。さっき1,600万回収して、合計1,739万。じゃあ、毎月、毎年、今幾ら納めてもらっているんですか。何万か何十万の話でしょう、1年に。

○村上河川課長 毎年、今まで徴収額は、それぞれ経営の状況、相手の経営の状況によって金額は変わってきておりまして、多い年では、年間1,000万を超えた年もありますけれども、昨年は179万の納付をいただいているところでございます。

○高木健次委員 昨年は179万。今までの過

料が発生したときから考えると、平均すれば幾らになっているんですか、毎年。

○村上河川課長 平均的にいきますと、300万程度になります。

○高木健次委員 河川課が一生懸命努力されていることはわかりますけれども、やっぱりここに書いてある経営難ということですから、非常にまとまった額で取るのは非常に厳しい面もあるかもしれないけれども、やっぱりこれは何とか——もう相当前にこれは始まっている事項ですよ、この件は。やっぱりそこはもっともっと一生懸命努力をされて、この未済金の回収というものはしっかり腰を据えてやらないと、いつまでたってもこれは回収できぬとじゃないかなという感じがしますから、その辺はきちっと、今年度、来年度以降は、今まで以上にこの未収金の回収ができるように頑張ってください。お願いいたします。

○吉永和世委員長 ほかにありませんか。

○濱田大造委員 住宅課さんにちょっとお尋ねなんですけれども、75ページで、公営住宅ストック総合改善事業費と高齢者向け優良賃貸住宅供給促進事業費、結構大きな金額だと思うんですけれども、別冊の説明資料によると、福祉を成長産業として支援するというところで、2億円ぐらい予算をつけて民間企業に補助金を出していると。よく理由はわからないんですけれども、国がそうしろと言ったのか、中山間地域の住宅供給に対して補助金を出していると。片や福祉を成長産業として捉えていると同じ政策で、同時に、県営住宅にもっと住みやすいようにバリアフリーをしていると。ちょっと政策としてどう考えていいのかなと思うんですが、その辺、ちょっと説明をお願いします。

○上妻住宅課長 住宅課でございますが、今の御質問の内容は、この事業費確定に伴う執行残のこと、75ページに書いてあります、そういうところでございますが、この執行残のまず理由としまして、ちょっと先生の御質問と違うかもしれませんが、ここに書いてある執行残の主なもの、平成12年度から16年度に、以前の高齢者優良賃貸住宅促進事業で家賃補助をしているものがございまして、ここに書いてある執行残は、家賃補助がまだ続いている関係で、その入居者が10割入っていませんで、その家賃補助に対する執行残でございますが、ちょっともう一度、先生、質問の趣旨をもう一回よろしゅうございますか。

○濱田大造委員 同じ政策で、片や、まあ成長産業として支援するというところで補助金出しているわけですよね、民間住宅に。片や手厚く県営住宅もバリアフリーですか、をしていると、ちょっとよく意味がわからないんですけどね。成長戦略を重視とうたいつつ、県営住宅もそれ以上に手厚くしているように見えちゃうんですけれども、どっちが優先なんですかという質問です。執行残とか、まあ置いといてですね。

○上妻住宅課長 まず、県営住宅と民間がどちらが優先ですかということでございますが、役割が違ってございまして、県営住宅は、いわゆる住宅セーフティーネットといいますか、低所得者のための住宅ということでございまして、現在入居されている方たちから、募集においても大体年間4倍から5倍ぐらい非常に募集も高くございますので、そういう意味で、今ある住宅はストック、いわゆる耐用年数の70年までしっかりと大事に補修しながら使っていくというのがまず公営住宅の考えでございます。

新たに、やはりサービスつき、住宅課のほうでは、サービスがついているいわゆる見守りとか高齢者向けに、民間もこれは支援する事業でございますが、民間の方が地域の小さな拠点とあって、これからの人口減少に伴って、病院とか、医療とか、福祉とかがつながっているところにつきまして、民間の住宅を支援する、1戸当たり200万支援する事業でございますが、こういったものは、そういったもので別途民間を支援する事業は続けていくということでございますが、こちらのほうは、1戸当たり200万で50戸程度しかしませんので、それを支援していくということでございます。ちょっと申しわけありません。

○濱田大造委員 これは民間を——そしたら、補助するのは中山間地域だけと限定しているんですか。

○上妻住宅課長 いや、中山間地域を優先してしますので、中山間地域に限定しているわけではございません。

○濱田大造委員 それはもう国からそう縛りがもともとあるんですか。

○上妻住宅課長 いや、国のほうの縛りは、国はまた別途全国をターゲットとしまして国の補助金がございます、国の縛りはございません。本県独自で中山間地域を限定として優先とした補助金を設けているわけでございます。限定じゃなくて、優先的に中山間地域をやっていくというものでございます。

○濱田大造委員 ちょっと最後にしたいんですけれども、納税する側から見たら、ちょっとよくわからないんですね、これ。何で熊本県が中山間地域で1戸当たり200万円補助金が出て、同じ高齢者がいる家ですね。ちょっとその辺、政策としてちょっと甘いんじゃない

ないかなと僕は思ってしまいます。まあ、返事はいいですよ。

○田邊建築住宅局長 建築住宅局長の田邊でございます。

今のサービスつき高齢者向け住宅の補助が中山間地域を優先してということでございますけれども、先ほど住宅課長の説明もありましたが、予算の限度もありまして、50戸ということになっておりますが、募集された中で、どこを優先するかという考え方のときに中山間地域を優先するという考え方をしております。といいますのが、いわゆる都市部でございますと経営も成り立ちやすいということで、自然的にそういった高齢者向けの賃貸住宅というのができてくるんですけども、中山間地域になりますと、事業者側が、その事業が事業面で考えたときにどうしても立地がおくれがちになると。そういったことを考えまして、同時に応募があったときには中山間地域を優先するという考え方で進めております。

○吉永和世委員長 よろしいですか。——はい。

ほかに。

○山本伸裕委員 今の濱田委員の質問に若干関係するかもしれませんが、住宅関係でいうと、住宅リフォーム推進の補助が国の予算で26年度からついているんじゃないかと思うんですが、それは72ページのこの各種住宅施策事業費補助の中に入っているわけですかね。ちょっと質問したいんですけども。

○上妻住宅課長 72ページの、ここに書いてあります補助の中には入っておりません。委員がおっしゃっているのは、民間住宅のリフォームの支援ということでございますか。

○山本伸裕委員 そうですね。

○上妻住宅課長 民間住宅の支援については、市町村が主体的に、今現在21の市町村においてやられておりますので、国のほうは——国費と市町村費でやられていまして、県のほうの支援としましては、そういった市町村が国費が使えるような形で、地域住宅計画等にその補助が使えるような位置づけでやっているところでございます。

○山本伸裕委員 あ、そうですか。わかりました。

じゃあ、ちょっと別件で、48ページになるかと思いますが、立野ダム建設の26年決算で県の負担がどれだけのなのかというのはわかりますでしょうか。

○村上河川課長 河川課でございます。

直轄事業負担金の中には入ってはおりますけれども、個別にどれが幾らというのは今資料を持ち合わせておりません。申しわけありません。

○山本伸裕委員 じゃあ、後でわかりましたら資料をお願いします。

それで、私としましては、御承知のとおり、立野ダム建設は反対を表明しておりますので、この国直轄事業負担金の中に含まれているかと思うんですが、これについては承認しかねるという意見表明をしておきたいというふうに思います。

それと、委員長、もう1件よろしいでしょうか。

○吉永和世委員長 どうぞ。

○山本伸裕委員 公共施設が全国的にやっぱり今老朽化して、維持補修、更新といった維持管理、更新のための事業がこれから非常に

重要になってくるかというふうに思っているんですけども、これはちょっと各課、もしかしたら横断的な問題になるかもしれませんが、今公共事業関係費の中で、こういった維持管理、更新のための事業額というのはどれぐらいの比率を占めているかわかりますでしょうか。

○成富監理課長 大体、今のところ、県予算のうちに30%弱ぐらいを占めている状況でございます。

○山本伸裕委員 やはりこういった維持補修、管理のための事業というのは、地元の業者の皆さんの仕事にもつながりますし、景気回復にも大きな効果があるというふうに思うんですね。ぜひ引き続きそういった事業については重視をしていただきたいと思いますという、これは要望です。

以上です。

○吉永和世委員長 要望ですね。

○山本伸裕委員 はい。

○坂田孝志委員 建築課長、66ページ、土地開発行為、建築確認、宅建の手数料、いずれも予算よりも収入がふえている。これはどういうふうに分析しておられますか。

○清水建築課長 まず、開発行為の許可手数料ですとか建築確認手数料につきましては、経済が少し上向きになっておりまして、見込みよりも増額になったというふうに考えております。

○坂田孝志委員 そうでしょうな。民間の経済活動がやっぱり活発になってきたことでしょう。

○清水建築課長 はい。

○坂田孝志委員 いわゆるアベノミクス効果もこういうところにも数値としてあらわれてきておるんじゃないかなと、こういうふうに思いますね。

住宅課の収入未済もずっと減ってきている。これもやっぱり経済がいい方向に向いている方向じゃないんでしょうかね。所感を述べました。

○吉永和世委員長 ほかにありませんか。

○荒木章博委員 この予算書の138ページから141ページ、世界的な熊本駅を目指すということで、上熊本駅、熊本駅のホームも完成したと。従来の駅舎の予算よりも大幅にアップをした。これはどういったところでそういう予算、まあ、もちろん国、県、市負担金もありますけれども、もちろん県が何%ですか、負担が60%ですか。これは何ででしょうね。

○松永都市計画課長 熊本駅の件でよろしいですか。

○荒木章博委員 はい。

○松永都市計画課長 熊本駅に関しては、まだ建設してませんが、委員御指摘のとおり、当初は、いわゆる一般的な本当の簡易的なやつで補助採択されるものですから、その後、御存知のとおり、設計を安藤忠雄さんをお願いをして設計していただいて、今のところ、約23億円ぐらいかかるかなと、これは推計ですけども、まだJR九州さん発注されてませんので、全体は。ただ、その費用については、ちなみに、後ろにできました新幹線駅舎、このあたりも約24億円ぐらいかかっていますので、それほど、大体同等な程度の

規模になっているのかなというふうに考えていますけれども。

○荒木章博委員 じゃあ、最初の見積もりが甘かったということですか。

○松永都市計画課長 補助採択するときに、極端に言うと、地方の駅の、簡単な雨露をしのぐような上屋、そういうやつの標準設計が非常に低いもんですから、大体どこの県でも一緒なんですけれども、それでスタートをして、実際やっぱりほとんどが県庁所在地とかですから、そこからいろんな形を議論していくのが、一般的です。それほど増額になったという認識はないです。

○荒木章博委員 安藤さんは、デザイン設計のほうが中心ですね。そうすると、もう1つ——そこんところちょっと教えてください。

○松永都市計画課長 一般的にやっぱり駅舎の場合、建築のほう詳しいんですけれども、意匠系と構造系ありまして、基本的には、安藤事務所をお願いしたのは意匠系のデザインをお願いしました。

○荒木章博委員 いや、私は、実際の設計はどこがしているんですかと言っているんですよ、実施設計は。

○松永都市計画課長 実際はJR九州のほうから委託していますので、ちょっと今覚えてませんけれども、福岡にある建築設計会社だったと思います。コンサルタントだったと思いますけれども。

○荒木章博委員 まあ、熊本駅については、熊本、当時企画が駅の絵を描いて、それは委員会でもかなり指摘をされた。今の特に大西市長が、何で1社だけに絵を描かせたのかと

いうふうなことで、かなり話があって、当時、梅本さんだったけれども、今肥後銀行にいますね。

まあ、そういうことで、やっぱり今後やる場合にはきちんとした計画を立てて、見込みがこうだったということじゃなくて、やっぱりきちんとした基準を持ってやらないと、今から変な——やっぱりオリンピックと一緒に、これは火はまだ残っていますよ、用心しとかないと。いつか本会議で、言いたくないけれども、言う機会もあるかもしれぬから、それはもうこういうところで言うべき問題じゃないんで、一応考えていただきたいなと思っています。

委員長、引き続き。

○吉永和世委員長 どうぞ。

○荒木章博委員 137ページのノリ、有明海の再生ということで載っていますけれども、どうですか、今、酸処理とかノリの状況あたりは。農政部にかかるでしょうけれども、下水のほうからも。

○宮本下水環境課長 下水環境課でございます。

漁業のほうは、私のほうでは水産のほうは把握しておりません。

○荒木章博委員 わかりました。  
なら、委員長。

○吉永和世委員長 荒木委員。

○荒木章博委員 139の龍田の24年7月の12日というのは、あれは龍田の件ですかね、あれ。139ページのあそこの大水害のときは。139ページの熊本広域大水害の対応ということ。

○村上河川課長 河川課でございます。

主要な施策の成果の139ページの熊本広域大水害の対応ということで、ここに出ささせていただいている河川激甚災害対策特別緊急事業、それと、河川等災害関連事業につきましてですけれども、内容としては、白川、黒川と書いておりますけれども、委員御指摘の龍田の部分も非常に家屋浸水被害多かったところなんですけれども、阿蘇管内の黒川の部分です、内牧とか阿蘇市を中心とした部分、それと、災害関連事業では、その間の大津、菊陽部分、あるいは菊池川水系に係る部分、そういったものに充当させていただいております。

○荒木章博委員 まあ、全体としてこの予算が計上されて、水害に対する全体の、上から下までということで認識していいということですね。

それで、まあ、龍田、あれは、ヘリコプター来て1人、人災がかなり起きて、何かカーブみたいながるぐるで、ヘアピンカーブみたいなやつですけれども、ああいうところを、当時やっぱり土木部あたりが許可をしたということが、ああいうところに大体許可すべきところじゃないんですよ。ああいうところでやっぱり億単位の金を計上せにやいかぬからですね。これはもう要望しときます。その当時の話でしょうけど。これだけの予算がかかってくるということは、あれだけのところに住宅の許認可をしていくという、どっかの林業か何か知らぬけれども、そういうところもひとつ考えていかにやいかぬなど。だから、やっぱりその許可する場合には、その基準に合った、是正すべきところは、どんないろんな圧力があっても、きちんとした施策を打ち出していかないと、ここはもう前々からワーストの地域だということは言われているところですよ。それで、災害が起きて補償してくれて言うたら補償しなきゃいけない、住

宅を建ててあげなきゃ、土地も提供しなきゃいかぬ、これだけの予算がかかってくるということに私はちょっと不信感を抱くもんですから、少し、ちょっとお話をして、こういうことがないように今後要望しておきます。

以上です。

○吉永和世委員長 ほかにありませんか。

○山本伸裕委員 荒木先生の発言に関連して、未来大橋から下流の部分に関しては激甚災害の指定で、かなり、29年末に向けて、工事中のところもありますけれども、相当工事が今急ピッチで進んでいるなという印象があるんですけれども、河川課にいつも聞くと、河川改修は下流から上流へというようなお話なんです、やっぱり未来大橋から上流の部分の河川整備計画が策定されてないということは、非常にやっぱり重大ではないかというふうに思っているんですね。だから、やっぱり平成24年の水害の教訓からして、やっぱり河川改修を急いで進めると。菊陽、大津の整備を進めるという点では、河川整備計画を急いで策定することが必要じゃないかと思うんですが、それはいかがですか。

○村上河川課長 白川の河川整備計画についてのお尋ねでございますけれども、今、国、県で同時に、平成14年に白川の河川整備計画を策定しております。一応河川整備計画の対象区間としては、水系全体を入れておりまして、その中に具体的メニューをあらわす箇所としましては、熊本市区間、先ほど御質問の中で言われた未来大橋までの区間、それと、立野ダムの区間、そして、それから上流の阿蘇の区間ということになっておりまして、御指摘のとおり、未来大橋から立野ダムまでの菊陽、大津町区間というのは、ここ20年から30年の間に具体的な整備を進めるメニューとしては記載はされておられません。ただ、一



部、その計画の中の条文の中にあつては、災害等、あるいは維持管理等については行うこととしておりました、この24年の災害の対応としましては、先ほど荒木委員のお答えにも言いましたとおり、災害関連事業とかあるいは掘削費も使ひまして、今回の24年の対応は今やっているところでございます。

○山本伸裕委員 わかりました。結構です。

○吉永和世委員長 よろしいですか。

○山本伸裕委員 はい。

○吉永和世委員長 ほかにありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○吉永和世委員長 なければ、これで土木部の審査を終了します。

次回の第6回委員会は、10月23日金曜日午前10時に開会し、午前に企業局、病院局の審査を行い、午後から教育委員会、人事委員会事務局の審査を行うこととしておりますので、よろしくお願ひをいたします。

それでは、これをもちまして本日の委員会を閉会いたします。

お疲れさまでございました。

午後2時53分閉会

熊本県議会委員会条例第29条の規定によりここに署名する

決算特別委員会委員長